

西尾市 外国人 生活指南



西尾市
外国人のための生活ガイドブック〔中国語版〕



外国人生活指南

がいこくじん せいかつ
外国人のための生活ガイドブック

目录

もくじ
目次

1 西尾市简介	1 西尾市の紹介	2
2 交通事故、犯罪、火灾、急救车	2 交通事故・犯罪・火事・救急車	3
3 地震、台风	3 地震・台風	4~5
4 医院	4 病院	6~7
5 住址手续	5 住所の手続き	8~9
6 出生、结婚、死亡	6 出生・結婚・死亡	10~11
7 在留手续	7 在留手続き	12
8 住民票、印章(图章)	8 住民票・印鑑(はんこ)	13
9 西尾市国际交流协会日本語教室	9 西尾市国際交流協会日本語教室	14
10 住宅	10 住宅	15
11 街道居民会及生活习惯	11 町内会・生活のマナー	15
12 垃圾的扔出方法	12 ごみの出し方	16~17
13 生产及育儿	13 出産・育児	18~20
14 银行、邮局	14 銀行・郵便局	21
15 邮政、快递	15 郵便・宅配便	21
16 保育园、幼稚园、学校	16 保育園・幼稚園・学校	22~23
17 健康保险、护理保险	17 健康保険・介護保険	24~25
18 税金等	18 税金など	26~27
19 汽车、摩托车及自行车	19 自動車・バイク・自転車	28~29
20 工作	20 仕事	30
21 残疾人福利	21 障害者の福祉	30
22 国民养老金	22 国民年金	31
23 巴士、电车	23 バス・電車	32~37
24 外国人咨询窗口	24 外国人のための相談窓口	38~41
25 防灾检查清单	25 防災チェックリスト	42



1

西尾市简介 西尾市の紹介

西尾市位于爱知县的南部，几乎处于日本的正中心。

南面与三河湾相望，市内有矢作川奔流，丰富的自然与温暖的气候，在古代就吸引祖先们开始了这里的生活。江户时代，西尾市作为城下町而昌盛一时，现在市内仍留存有诸多古老的神社、寺院，以及颇具传统风格的祭典、艺术等。

自1953年西尾市作为爱知县的第14座城市诞生以来，一直作为西三河南部地区的核心城市与汽车相关产业的发展共同成长。西尾市也是著名的抹茶和鳗鱼产地，而且庭园花木等园艺农业亦倍受瞩目。

现在，西尾市与新西兰的波里鲁阿市结为好友姊妹城市，相互间活跃地进行访问团的派遣等交流活动。

西尾市秉承了如此丰富的自然、历史、产业与文化，今后更将以良好面貌持续发展。

- 西尾市人口(截至2017年11月1日)：171,913人
- 西尾市面积：161.22km²

●咨询处

☎西尾市市政厅 企画政策課 0563-65-2154

西尾市は日本のほぼ中心にある愛知県の南部に位置しています。

南側には三河湾を望み、市内には矢作川が流れ、豊かな自然と温暖な気候のため、古い時代から人々が生活していました。また江戸時代には城下町として栄え、市内には今も多く古い神社やお寺、伝統ある祭りや芸能が残っています。

西尾市が愛知県の14番目の市として誕生したのは1953年。以来、西三河南部地域の中核都市として自動車関連産業の発展とともに成長を続けてきました。西尾市は、抹茶、うなぎ、カーネーションやアサリなど農水産物の生産地としても有名です。

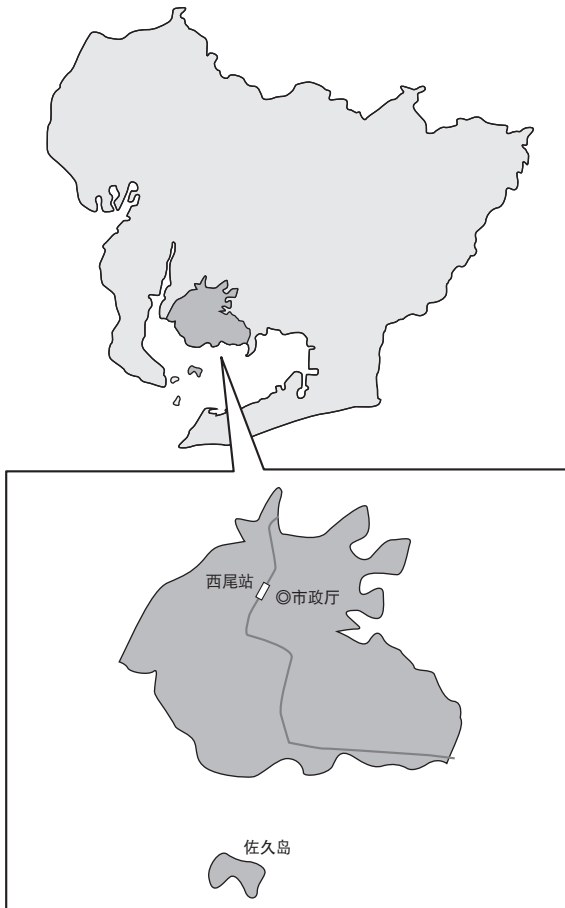
現在、西尾市はニュージーランド・ポリルア市と姉妹都市提携を結んでおり、訪問団の派遣などの交流を行っています。

こうした自然、歴史、産業、文化を守り西尾市は今も発展を続けています。

- 西尾市の人口(2017年11月1日現在)…171,913人
- 西尾市の面積…161.22km²

●聞きたいとき

☎西尾市役所 企画政策課 0563-65-2154





2

交通事故、犯罪、火災、急救車

交通事故・犯罪・火事・救急車

拨打“110”与警察联系，或拨打“119”与消防署联系，不会产生通话费（电话费）。电话接通后请不要慌张，用日语清楚地说明情况。

(1) 交通事故、犯罪

发生交通事故或犯罪等情况时，请拨打“110”报警。若发生交通事故，请说明“Jiko desu (发生了事故)”；若发生失窃，请说明“Dorobo desu (有小偷)”。然后准确说明时间、地点、发生了什么，并留下您的姓名、住址及电话号码。

● 咨询处

☎ 西尾警察署 0563-57-0110

(2) 火災、急救車

发生火灾、急病、重伤等情况时，请拨打“119”报警。电话接通后请说明“Kaji(火災)”或“Kyukyu (急救)”，然后说明需要帮助的场所及附近的标志性建筑等，并留下您的姓名与联系方式。

《联系的方法》

① 受伤、生病时

需要急救	Kyukyu desu
受伤了 / 生病了	Kega/Byoki desu
地址 _____	Jusho wa ___ desu
我的名字是 _____	Watashi no namae wa ___ desu
电话号码是 _____	Denwa bango wa ___ desu

② 发生火灾时

有火灾	Kaji desu
地址 _____	Jusho wa ___ desu
我的名字是 _____	Watashi no namae wa ___ desu
电话号码是 _____	Denwa bango wa ___ desu

● 咨询处

☎ 西尾市消防本部 0563-56-2110

「110番」に電話をすると警察に、「119番」に電話をすると消防署につながります。通話料(電話代)はかかりません。慌てずに日本語ではっきりと話してください。

(1) 交通事故・犯罪

交通事故や犯罪にあったときは、「110番」に電話して警察に通報します。交通事故にあったときは「事故です」、どろぼうにあったときは「どろぼうです」と言ってから、いつ、どこで、何が起きたのかを正しく伝え、それからあなたの名前、住所、電話番号を言います。

● 聞きたいとき

☎ 西尾警察署 0563-57-0110

(2) 火事・急救車

火事や急病、大けがのときは、「119番」に電話します。消防署が出たら「火事」か「救急」か言いましょう。そして、助けの必要な場所と近くの目立つもの、あなたの名前と連絡先を言います。

《連絡のしかた》

① けが・病気の時

救急です	Kyukyu desu
ケガ/病気です	Kega/Byoki desu
住所は _____ です	Jusho wa ___ desu
私の名前は _____ です	Watashi no namae wa ___ desu
電話番号は _____ です	Denwa bango wa ___ desu

② 火事の時

火事です	Kaji desu
住所は _____ です	Jusho wa ___ desu
私の名前は _____ です	Watashi no namae wa ___ desu
電話番号は _____ です	Denwa bango wa ___ desu

● 聞きたいとき

☎ 西尾市消防本部 0563-56-2110



3

地震、台風 地震・台風

(1) 地震

日本は地震多発の国です。発生地震時通常揺晃 30 秒左右、但也有の大地震揺晃会持续 2 分钟以上。在地震揺晃期间、请不要勉强移动身体慌慌张张地跑出去。



① 紧急地震速报

“紧急地震速报”是地震的预报或警报。可用电视、收音机、手机确认。

② 同报无线

这是向广大市民朋友传达紧急信息的装置。平常每天在规定的時間播放音乐，但也播放寻人启事等人命关天的信息。可用电话核实播放内容(免话费)。

☎ 同报无线电话服务

0120-968-111

③ 海啸 (TSUNAMI)

海啸是指涌到海岸的无法想象的异常大的波浪。发生大地震可能引发海啸。靠近海岸的地方很危险，所以当通过“紧急地震速报”或者“同报无线”发出“海啸警报”时，请立即到较高的场所避难。

④ 发生地震时

- 藏在桌子等的下面保护身体。
- 立即将正在使用的火熄灭，关闭燃气的总开关。
- 将门打开，确保出口畅通。
- 在外面行走时，要注意躲避围墙倒塌以及窗玻璃、广告牌等坠落物。
- 在海岸附近时，由于可能发生海啸，应立即到较高的场所避难。
- 如正在驾驶汽车，应将车停靠在道路左边，关掉发动机。如要弃车避难时，不要拔下钥匙、车门也不要上锁，拿好车检证等贵重物品步行避难。



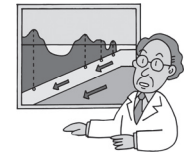
(1) 地震

日本は地震が多い国です。地震の揺れは30秒程度ですが、大きな地震では、2分以上続くこともあります。揺れている間は無理に動かず、慌てて外に出ないようにしましょう。



① 紧急地震速报

「紧急地震速报」とは、地震の予報・警報です。テレビ、ラジオ、携帯電話で確認できます。

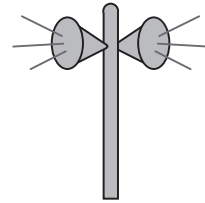


② 同报無線

市民の皆さんに緊急情報を伝える装置です。いつもは毎日決まった時間に音楽を放送していますが、行方不明者など人の命に関わる情報も放送しています。放送内容は、電話でも確認できます(通話料無料)。

☎ 同报無線テレホンサービス

0120-968-111



③ 津波 (TSUNAMI)

津波とは、海岸に押し寄せる普通では考えられない程大きな波のことです。大きな地震があると、津波が起きることがあります。海岸の近くは危険ですので、「緊急地震速报」や「同报無線」で「津波警報」が出たときは、すぐに高い所に逃げてください。

④ 地震が起きたら

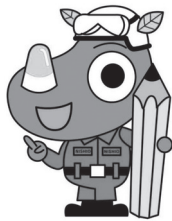
- テーブルなどの下に隠れて、まずは身を守る。
- 使っている火をすぐ消して、ガスの元栓を閉める。
- 扉を開けて、出口を作っておく。
- 外を歩くときには、倒れてくる塀や、窓ガラス、看板など、落ちてくるものに注意する。
- 海岸の近くにいるときは、津波が起きることがあるので、すぐに高いところに逃げる。
- 自動車を運転しているときは、道路の左側に停め、エンジンを切る。車を置いて逃げるときは、キーを付けたままドアロックをしないで、車検証などの大切なものを持って歩いて逃げる。



(2) 台風

在日本，夏季至秋季经常会刮台风。台风登陆后，可能会引起洪水、因强风导致房屋损坏等。当有台风接近时，请留意电视及收音机的信息，不要进行旅行、登山、垂钓、海水浴等活动。

请在灾害发生前做好准备！



(3) 灾害来临前的准备

- 准备好七天以上的水及食物。
- 准备好收音机、电筒(手电筒)、衣物等。
- 确认避难所(小学校的体育馆等)及通往避难所的路。
- 将家具等固定在墙或柱子上，并在玻璃上贴上防止玻璃飞散的薄膜。
- 参加地区的防灾训练，平常与同一地区的人交流。

(4) 灾害留言电话

发生地震等较大灾害时，确认家人、亲戚、朋友是否平安的电话将蜂拥而至，因此电话难以接通。这时可以利用“灾害留言电话(Saigai Dengon Dial)”与家人、亲戚、朋友等进行联络，确认是否平安。

① 录音留言

拨打“171”→“1”→拨打自家的电话号码→录音留言

② 收听录音留言

拨打“171”→“2”→拨打受灾者的电话号码→播放留言

※ 详情请向“NTT 西日本(116)”咨询。

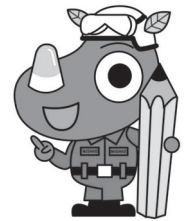
● 咨询处

☎ 西尾市市政厅 危机管理课 0563-65-2137

(2) 台風

日本では、夏から秋にかけて台風が来ます。台風が上陸すると、洪水や強風の被害で家が壊れることがあります。台風が近づいているときは、テレビやラジオの情報に注意し、旅行、登山、釣り、海水浴などを控えましょう。

災害が起きる前に準備しておこう！



(3) 災害への事前の備え

- 7日分以上の水・食料などを準備しておきましょう。
- ラジオ、ライト(懐中電灯)、衣類などを準備しておきましょう。
- 「避難所」(小学校的体育馆など)と、「避難所」までの道を確認しておきましょう。
- 家具類を壁や柱にしっかり留めて、ガラスには飛散防止用フィルムなどを貼りましょう。
- 地域の防災訓練に参加して、日頃から地域の人とコミュニケーションをとりましょう。

(4) 災害用伝言ダイヤル

地震などの大災害が発生すると、家族や親戚や友人が大丈夫か確認する電話が多くなるため、電話がつながりにくくなります。このようなときは、「災害用伝言ダイヤル」を使うことで、家族、親戚、友人などが大丈夫か確認できます。

① メッセージを録音する

「171」にダイヤル→「1」→自宅の電話番号をダイヤル→メッセージを録音

② 録音されたメッセージを聞く

「171」にダイヤル→「2」→被災地の人の電話番号をダイヤル→メッセージを再生

※ 詳しくは「NTT西日本」(116番)に聞いてください。

● 聞きたいとき

☎ 西尾市役所 危機管理課 0563-65-2137



4

医院 病院

到医院就医时必需携带保险证，儿童就医时还要携带“儿童医疗费领受者证 (Kodomo Iryo Hi Jukyushasho)”。去医院后医生会发给您“诊察券”，在下次就诊时请带上。诊疗结束后，请在窗口付钱（参加“健康保险”的人仅支付医疗费费的30%即可）。如需要购买药时，请在医院领取“处方笺”（上面写有药物名称），然后到药局凭处方购买药，有时也可在医院内购买药。

(1) 使用外语的医疗机构

可以通过“爱知县救急医疗信息系统”的首页搜索可使用外语的医院。

http://www.qq.pref.aichi.jp/es/qq/qq23ttmp_It.asp

拨打以下电话号码，可通过五国语言（英语、葡萄牙语、西班牙语、汉语、韩语）的语音或传真使用自动服务。

☎050-5810-5884

(2) 患急症时

在休息日或夜间患了急症或受伤时，可向“救急医疗信息中心”咨询可以就诊的医疗机构。“广报西尾 (Koho Nishio)” 每月16日刊及西尾市的主页上，也介绍了休息日照常营业的医院。

☎救急医疗信息中心

0563-54-1133 (仅日语)

西尾市主页 休息日诊疗指南

<http://www.city.nishio.aichi.jp/index.cfm/6,26841,67,323,html>

※ 在紧急情况时请拨打119 呼叫急救车。

病院で診察を受けるときは、保険証が必要で
す。子どもが診察を受けるときは、「子ども医療費
受給者証」も忘れずに持って行きましょう。病院か
ら渡された「診察券」は、次の診察のときに持って行
きましょう。診察が終わったら、窓口でお金を払い
ます。（「健康保険」に入っている人は、医療費の30%
を支払うだけで済みます）薬があるときは、病院で
「処方箋」（薬の名前が書いてあるもの）をもらい、
薬局でそれを見せて薬を買います。病院の中で薬が
買えることもあります。

(1) 外国語が使える病院の情報

「愛知県救急医療情報システム」のホームページ
で外国語が使える病院を探すことができます。

http://www.qq.pref.aichi.jp/es/qq/qq23ttmp_It.asp

次の電話番号では、5か国語（英語、ポルトガル
語、スペイン語、中国語、韓国語）の音声・FAXに
よる自動案内が使えます。

☎050-5810-5884

(2) 急病にかかったとき

休日や夜間に急病やけがをしたとき、「救急医療
情報センター」で診察できる病院を探すことができま
す。「広報にしお」の毎月16日号や西尾市ホームペー
ジでは、休日でも開いている病院を紹介しています。

☎救急医療情報センター

0563-54-1133 (日本語のみ)

西尾市ホームページ休日診療案内

<http://www.city.nishio.aichi.jp/index.cfm/6,26841,67,323,html>

※ 緊急のときは救急車(119番)を呼びましょう。

(3) 医疗费补助

符合以下条件的人或者在以前的市町村免费就医的人不收医疗费（部分除外）。

- ・ 初中以下的儿童
- ・ 因身体残疾、智力残疾、精神残疾领取了身体障碍者手册等的人
- ・ 单亲家庭的人（有收入限制）

● 咨询处

☎ 西尾市市政厅 保险年金课 医疗处
0563-65-2106

(4) 西尾市民医院

① 诊疗科目：

内科、儿科、外科、矫形外科、整形外科、脑神经外科、皮肤科、妇产科、眼科、耳鼻喉科、泌尿科、放射线科、呼吸道外科、精神科、康复科、麻醉科、病理诊断科

② 受理时间

上午 8 时 30 分～上午 11 时

③ 休诊日

周六、周日、法定节假日、12 月 29 日～1 月 3 日

※ 这里没有翻译人员，所以请与懂日语的人一同前来。

● 咨询处

☎ 西尾市民医院 0563-56-3171

(3) 医疗费助成

次の条件に当てはまる人、また、前の市町村で医療費が無料だった人は、医療費（一部を除く）が無料になることがあります。

- ・ 中学生までの子ども
- ・ 身体障害、知的障害、精神障害により障害者手帳などをお持ちの人
- ・ ひとり親の人（所得の制限あり）

● 聞きたいとき

☎ 西尾市役所 保険年金課 医療担当
0563-65-2106

(4) 西尾市民病院

① 診療科目

内科・小児科・外科・整形外科・形成外科・脳神経外科・皮膚科・産婦人科・眼科・耳鼻咽喉科・泌尿器科・放射線科・呼吸器外科・精神科・リハビリテーション科・麻醉科・病理診断科

② 受付時間

AM8:30～AM11:00

③ 休診日

土曜日、日曜日、祝日、12月29日～1月3日

※ 通訳がいませんので日本語の分かる人といっしょに来てください。

● 聞きたいとき

☎ 西尾市民病院 0563-56-3171





5

住址手続 住所の手続き

因以下陈述的理由领取了“在留卡”的人、地址发生变更的人请于 14 日内到西尾市市政厅市民课或各支所申报地址。

(1) 首次领取在留卡的人

- 首次入境的人
- 领到“在留资格变更许可”，将地址迁入西尾市的人

(2) 从西尾市迁往其他市町村的人

西尾市市政厅将发放“迁出证明书^{*1}”，请到迁入地的市町村窗口办理手续。

(3) 从其他市町村迁入西尾市的人

如果在此前居住的市町村办理手续，能领到“迁出证明书^{*1}”。请带上该证明书，到西尾市市政厅市民课或各支所办理手续。

(4) 在西尾市内迁居的人

请到西尾市市政厅市民课或各支所办理手续。

办理手续所需的材料	在留卡	证明与“户主 ^{*2} ”关系的材料 ^{*3}	其他必要的材料
(1) 首次领取在留卡的人	○	○	护照 ^{*4}
(2) 从西尾市迁往其他市町村的人	○	○	-
(3) 从其他市町村迁入西尾市的人	○	○	“迁出证明书 ^{*1} ” “通知卡或个人号码卡 ^{*5} ”
(4) 在西尾市内迁居的人	○	○	“通知卡或个人号码卡 ^{*5} ”

下に書かれた理由で「在留カード」を渡された人や住所が変わった人は、14日以内に西尾市役所市民課または、各支所で住所の届出をしてください。

(1) 初めて在留カードを渡された人

- 初めて入国した人
- 「在留資格変更許可」を受け西尾市に住むことになった人

(2) 西尾市から他の市町村へ引越しをする人

西尾市役所で「転出証明書^{*1}」を渡しますので、引越した先の市町村の窓口で手続きをしてください。

(3) 他の市町村から西尾市へ引越してきた人

今まで住んでいた市町村で手続きをすると「転出証明書^{*1}」がもらえます。これを持って、西尾市役所市民課または、各支所で手続きをしてください。

(4) 西尾市内で引越した人

西尾市役所市民課または、各支所で手続きをしてください。

手続きに必要なもの	在留カード	「世帯主 ^{*2} 」との関係 を証明する書類 ^{*3}	その他に必要な書類
(1) 初めて在留カードを渡された人	○	○	パスポート ^{*4}
(2) 西尾市から他の市町村へ引越しをする人	○	○	-
(3) 他の市町村から西尾市へ引越してきた人	○	○	「転出証明書 ^{*1} 」 「通知カードまたは個人番号カード ^{*5} 」
(4) 西尾市内で引越した人	○	○	「通知カードまたは個人番号カード ^{*5} 」

- *1 “迁出证明书”是从此前居住的市町村迁往别的市町村时需要的材料。在此前居住的市町村提出迁往别的市町村的申报，就能领到。
- *2 “户主”是指家庭的核心人物，主要是指支撑一家生活的人，在“住民票”上写明“户主”的人。
- *3 证明与“户主”关系的材料是指婚姻证明书原件、出生证明书原件、婚姻申报书的复印件、出生申报书的复印件等，不是用日语书写的材料请务必附上日语译文原件。
- *4 出入境港在护照上注有“日后发放在留卡”的人，还需要出示护照。
- *5 “通知卡”是记载姓名、住址、性别、出生日期以及我的号码卡，初次登记在日本住址后，会将该卡寄到你的家里。
“我的号码卡（个人号码卡）”是一种记载姓名、住址、出生日期、性别、正面半身照、我的号码，以及内装该信息的 IC 芯片的卡。只要办理交付申请就可以取得，作为身份证明书使用。“我的号码卡”是为每一位拥有住址的居民编制一个 12 位数号码，在社会保障、税务、灾害对策领域的行政程序中使用。

● 咨询处

☎ 西尾市市政厅 市民课 窗口处
0563-65-2102

*1 「転出証明書」は、今まで住んでいた市町村から、別の市町村へ引っ越すときに必要となる書類です。今まで住んでいた市町村で別の市町村へ引っ越しをすることを届け出るともらえます。

*2 「世帯主」とは、世帯の中心となる人、主に一家の生活を支える人で、「住民票」に「世帯主」と書かれている人です。

*3 「世帯主」との関係を示す書類とは、婚姻証明書の原本、出生証明書の原本や婚姻届出書の写し、出生届出書の写しなどで、日本語以外で書かれたものは、必ず日本語訳の原本をつけてください。

*4 出入国港でパスポートに「在留カードを後日交付する」と書かれた人は、パスポートも必要です。

*5 「通知カード」は、氏名、住所、性別、生年月日及びマイナンバーが記載されたカードで、初めて日本に住所を登録した後、郵送で自宅に送付されます。

「マイナンバーカード(個人番号カード)」は、氏名、住所、生年月日、性別、顔写真及びマイナンバーの記載と、その情報を持った IC チップの搭載されたカードです。交付申請の手続きをすることで取得でき、身分証明書として利用できます。

「マイナンバー」は、住所のある人全員に1つずつ付番される12桁の数字で、社会保障、税、災害対策の分野で利用されます。

● 聞きたいとき

☎ 西尾市役所 市民課 窓口担当
0563-65-2102



6

出生、结婚、死亡 出生・結婚・死亡

居住在日本的外国人在生育、结婚或死亡时，需要到市政厅和原籍国的“大使馆”¹（或“领事馆”）两边进行登记。

(1) 出生（生孩子）

从出生日期 14 日内必需到市政厅进行出生登记。取得市政厅的“申报书记载事项证明书”²后，凭该证明书到原籍国的“大使馆”¹（或“领事馆”）办理出生手续。（所需要的材料因国家而异，请事前咨询大使馆或领事馆。）另外，还请在 30 日内到“入国管理局”办理取得“在留资格”的手续。

(2) 结婚（婚姻）

婚姻成立的条件及必要的资料根据国家不同而有所差别。经原籍国“大使馆”¹（或“领事馆”）确认后，到市政厅市民课进行婚姻登记。

(3) 死亡

死亡后，应在 7 日内由其家属或同居人到市政厅市民课进行死亡登记。

办理手续所需材料	在留卡	护照	其他必要的材料	其他必要的证件
(1) 出生	-	-	“出生证明书” ³	“母子健康手册”、“保险证” ⁴
(2) 结婚	○	○	“具备结婚条件证明书” ⁵	原籍国法律规定的其他不要证件
(3) 死亡	-	-	“死亡诊断书” ⁶	“保险证” ⁷

日本に住む外国人が出生や結婚、死亡したときは、市役所とあなたの国の「大使館」¹（または「領事館」）の両方に届出をしなければいけません。

(1) 出生（子どもが生まれること）

生まれた日から14日以内に市役所で出生の届出をします。その後、市役所から「届出書記載事項証明書」²をもらい、あなたの国の「大使館」¹（または「領事館」）で出生の手続きをします。（必要な書類は国によって違います。事前に大使館または領事館に聞いてください。）また、30日以内に「入国管理局」で「在留資格」を取る手続きをしてください。

(2) 结婚（婚姻）

結婚できる要件や必要な書類は、国によって違いますので、あなたの国の「大使館」¹（または「領事館」）に確認のうえ、市役所市民課で婚姻の届出をします。

(3) 死亡

死亡した日から7日以内に、家族と一緒に住んでいた人が市役所市民課に死亡の届出をします。

手続きに必要なもの	在留カード	パスポート	その他の必要な書類	その他必要なもの
(1) 出生	-	-	「出生証明書」 ³	「母子健康手帳」、「保険証」 ⁴
(2) 結婚	○	○	「婚姻要件具備証明書」 ⁵	その他あなたの国の法律で必要なもの
(3) 死亡	-	-	「死亡診断書」 ⁶	「保険証」 ⁷

- *1 有关如何在“大使馆”或“领事馆”办理手续，请咨询各自国家的“大使馆”或“领事馆”。
- *2 “申报书记载事项证明书”是在“大使馆”或“领事馆”办理手续所需的材料。在市政厅进行出生登记后，几天内就能领到。
- *3 “出生证明书”是在儿童出生的医院能够领到的证明书。
- *4 出生登记所需的“保险证”仅限参加了国民健康保险的情况。
- *5 “具备结婚条件证明书”可在原籍国的“大使馆”或“领事馆”领到，是证明您能够结婚的材料。不是用日语书写的材料请务必附上日语译文。
- *6 “死亡诊断书”是可在死亡医院或者确认死亡的医师处领到的证明书。
- *7 死亡登记所需的“保险证”是指参加了国民健康保险的情况或者参加了后期高龄者医疗保险的情况。另外，当参加了护理保险时也需要。

●咨询处

- ☎西尾市市政厅 市民课 户籍处 0563-65-2100
- ☎名古屋入国管理局 052-559-2150
- ☎外国人在留综合信息中心
0570-013904

- *1 「大使館」や「領事館」での手続きは、それぞれの国の「大使館」や「領事館」に聞いてください。
- *2 「届出書記載事項証明書」は、「大使館」や「領事館」での手続きに必要な書類です。市役所で出生の届出をした数日後にもらえます。
- *3 「出生証明書」は、子どもの生まれた病院でもらえる証明書です。
- *4 出生の届出に必要な「保険証」は、国民健康保険に入っているときだけです。
- *5 「婚姻要件具備証明書」は、あなたの国の「大使館」や「領事館」でもらえる、あなたが結婚できることを証明するものです。なお、日本語以外で書かれているものは、必ず日本語訳をつけてください。
- *6 「死亡診断書」は、死亡した病院または死亡を確認した医師からもらえる証明書です。
- *7 死亡の届出に必要な「保険証」は、国民健康保険に入っているときか、後期高齢者医療保険に入っているときです。また、介護保険に入っているときも必要です。

●聞きたいとき

- ☎西尾市役所 市民課 户籍担当 0563-65-2100
- ☎名古屋入国管理局 052-559-2150
- ☎外国人在留総合インフォメーションセンター
0570-013904



7

在留手續 在留手続き

(1) 姓名、国籍或地区等变更时

当在留卡上填写的姓名、国籍或地区等发生变更时，或者丢失“在留卡”时等，请到“入国管理局”办理手续。

(2) 在留资格、在留期间

进入日本境内的外国人，其“在留资格”及“在留期间”根据其入境目的决定。

在日本逗留的外国人从事在留资格以外的活动时以及需要延长“在留期间”时、需要获得“再入境许可”*时，需要到“入国管理局”办理手续。办理手续时请不要忘记携带护照及“在留卡”。

* 再入境许可

外国人在“在留期间”内，如未获得再入境许可的情况下，临时由日本出国并再次入境时，其出国前的“在留资格”及“在留期间”失效。请在出国前获取“再入境许可”。但是，出国后1年以内，且在有效的“在留期间”内再次入境时，不必获得“再入境许可”。

● 咨询处

☎名古屋入国管理局 052-559-2150

☎外国人在留综合信息中心
0570-013904

※ 在“外国人在留综合信息中心”，也可用外语咨询。

(3) 收入、课税证明书及纳税证明书

延长在留期间时，需要到入国管理局去获取税金的证明书。

收入、课税证明书上明确写有收入金额、课税金额及扣除金额等，纳税证明书上写有课税金额与已缴纳金额等。

无收入者因无需课税，不能获取纳税证明书，所以，请申报市民税，以获取收入、课税证明书。

但是，该年度的1月1日迄未在西尾市住址者，则不能获得西尾市的证明。

● 咨询处

收入、课税证明书

☎西尾市市政厅 税务课 市民税处

0563-65-2124

纳税证明书

☎西尾市市政厅 征税课 0563-65-2132

(1) 名前、国籍・地域などが変わったとき

在留カードに書かれた名前、国籍・地域などが変わったときや「在留カード」を失くしたときなどは、「入国管理局」で手続きをしてください。

(2) 在留資格・在留期間

日本に入国する外国人は、入国の目的によって「在留資格」と「在留期間」が決められます。

日本に滞在する外国人が在留資格以外の活動をするときや、「在留期間」を延ばすとき、「再入国許可」*を受けたいときは、「入国管理局」で手続きが必要です。手続きをするときには、パスポートと「在留カード」を忘れずにお持ちください。

* 再入国許可

外国人が「在留期間」内に、再入国許可を受けずに一時的に日本から出国し、再び入国しようとする時、出国前の「在留資格」と「在留期間」はなくなります。出国前に「再入国許可」を取ってください。ただし、出国後1年以内で、かつ、有効な「在留期間」内に再入国するときは、「再入国許可」を受ける必要がありません。

● 聞きたいとき

☎名古屋入国管理局 052-559-2150

☎外国人在留総合インフォメーションセンター
0570-013904

※「外国人在留総合インフォメーションセンター」では、外国語でも聞くことができます。

(3) 所得・課税証明書、納税証明書

在留期間を延ばすとき、入国管理局から税金の証明書が求められることがあります。

所得・課税証明書には、収入金額や課税額、控除金額などが書いてあり、納税証明書には、課税額や納付済み金額などが書いてあります。

収入がない人は、課税されていないため、納税証明書を手に入れることができませんので、市民税の申告をして、所得・課税証明書を手に入れてください。

なお、その年の1月1日に西尾市に住所のない方は、西尾市では証明はとれません。

● 聞きたいとき

「所得・課税証明書」

☎西尾市役所 税務課 市民税担当 0563-65-2124

「納税証明書」

☎西尾市役所 収納課 0563-65-2132



8

住民票、印章（図章）*1

住民票・印鑑（はんこ）*1

(1) 住民票的复印件

“住民票的复印件”是证明姓名、住址、国籍或地区、在留资格等的材料。请在西尾市市政厅市民课或各支所提出申请。

(2) 印章（图章）*1 及印章登记证明书

在市政厅进行了“印章登记”的“印章”（图章）*1 称为“登记印章”。证明该“印章”为“登记印章”的证明文件称为“印章登记证明书”。在使用“登记印章”时，用“印章登记证明书”来证明所使用的是“登记印章”。在日本购买土地、房屋及汽车等需要签署重要的协议时，必需同时使用“登记印章”和“印章登记证明书”。

办理手续所需材料	手续费	在留卡	其他必要的材料
(1) 住民票的复印件	200 日元	○	-
(2) 印章登记	200 日元	○	要登记的印章
印章登记证明书	200 日元	○	“印章登记证”*2

*1 印章（图章）在日本，到市政厅或银行等办理手续时，均需要使用印章，印章与签名具有同样的意义。印章可以到印章专门店等制作。

*2 “印章登记证”是登记印章后能够领到的手册。即使能够核实是本人，而没有印章登记证也领不到印章登记证明书。

● 咨询处

☎ 西尾市市政厅 市民课 窗口处 0563-65-2101

(1) 住民票的写し

「住民票の写し」は、名前、住所、国籍・地域や在留資格などを証明する書類です。西尾市役所市民課窓口または、各支所で請求してください。

(2) 印鑑（はんこ）*1 及印鑑登録証明書

市役所で「印鑑登録」した「印鑑」（はんこ）*1 を「実印」といいます。その「印鑑」が「実印」であることを証明する書類を「印鑑登録証明書」と言います。「実印」を使うときには「印鑑登録証明書」で、「実印」であることを証明します。日本では土地や家、自動車を買うときなど、重要な契約をするときに、「実印」や「印鑑登録証明書」が必要になります。

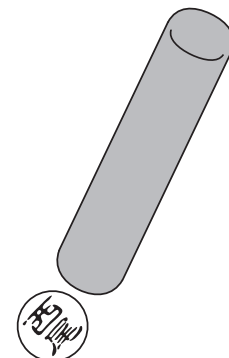
手続きに必要なもの	手数料	在留カード	その他の必要な書類
(1) 住民票の写し	200 円	○	-
(2) 印鑑登録	200 円	○	登録する印鑑
印鑑登録証明書	200 円	○	「印鑑登録証」*2

*1 印鑑（はんこ）日本では、市役所や銀行などの手続きをするときに、サインと同じ意味で「印鑑」を使います。「印鑑」は専門店などで作ることができます。

*2 「印鑑登録証」は、印鑑登録をするともらえる手帳です。印鑑登録証明書は、たとえ本人確認ができて、印鑑登録証がないともらえません。

● 聞きたいとき

☎ 西尾市役所 市民課 窓口担当 0563-65-2101





9

西尾市国際交流協会日本語教室

にしおしこくさいこうりゅうきょうかい にほんごきょうしつ 西尾市国際交流協会日本語教室

“西尾市国際交流協会”为便于外国人学习日语,开设了学习日语教室。教室采用志愿者教学,学员随时都可以参加学习。

若欲听课必需成为“西尾市国際交流協会”的会员,在申请参加日语教室时,可申请会员注册。除日语教室外,协会还开展各种各样的交流活动。

①時間

周日 上午9时30分~中午12时

周四 上午9时30分~上午11时

②地点

西尾市综合福利中心

③申請

可直接到教室申请或在西尾市国際交流協会の事務局申請。

④費用

一年2,000日元

(小学生以上初中生以下1,000日元)

※ 除此之外,还需要支付交流费或教材费。

● 咨询处

☎ 西尾市国際交流協会 事務局

(西尾市市政厅 地区 連絡 課内)

0563-65-2178

「西尾市国際交流協会」では日本語を勉強したい外国人のために、日本語教室を行っています。ボランティアによる授業で、いつからでも参加することができます。

参加するには「西尾市国際交流協会」の会員になる必要があります。日本語教室に申し込むときに会員になれます。協会では日本語教室のほかにも、さまざまな交流イベントを開いています。

①日時

日曜日 AM9:30~PM0:00

木曜日 AM9:30~AM11:00

②場所

西尾市総合福祉センター

③申し込み

教室に直接行くか、西尾市国際交流協会の事務局に申し込んでください。

④費用

1年間に2,000円

(小学生以上中学生以下は1,000円)

※このほかに交流費や教科書代が必要です。

● 聞きたいとき

☎ 西尾市国際交流協会 事務局

(西尾市役所 地域つながり課) 0563-65-2178





10

住宅 じゅうたく 住宅

在日本租借房屋时，可以到“房产公司”咨询或租用县、市提供的“公营住宅”。另外，住宅信息可通过住宅信息杂志或互联网等查询。

(1) 公营住宅

县、市的住宅是为住房困难的人提供的，入住需要符合收入等条件限制。入住条件及申请方法请向下述机构咨询。

● 咨询处

☎ 西三河住宅管理事務所（县营住宅）

0564-23-1863

☎ 西尾市市政厅 建筑课 市营住宅处（市营住宅）

0563-65-2146

日本で部屋を借りるには、「不動産会社」へ行って探すか、県や市の「公営住宅」を借りることになります。また、住宅情報誌やインターネットで探すこともできます。

(1) 公営住宅

県や市の住宅は、住宅に困っている人のためのものです。入居するための所得制限などの条件が決められています。入居の条件や申込方法などについては、下記へ聞いてください。

● 聞きたいとき

☎ 三河住宅管理事務所（県営住宅）

0564-23-1863

☎ 西尾市役所 建築課 市営住宅担当（市営住宅）

0563-65-2146



11

街道居民会及生活习惯

町内会・生活のマナー

(1) 街道居民会

日本有被称为“街道居民会”或“自治会”的居民组织，所以请加入“街道居民会”，加深与附近居民的联系。“街道居民会”由居民相互协作，负责分发市的宣传报刊，通过“回览板”通知市或地区的重要信息。另外，还负责地区清扫、垃圾堆放处的管理、各种文艺活动、“防灾训练”等。“街道居民会”为了打造安心、安全的地区环境，由地区居民出资缴纳“街道居民会会费”，来互相协作开展活动。希望加入“街道居民会”时，可以询问附近居民或咨询西尾市市政厅地区連絡課。

(2) 生活习惯

在日本生活时，有很多事情需要注意。请注意夜晚在住宅区不要大声喧哗、电视声音不要开得过大，以免影响他人。

● 咨询处

☎ 西尾市市政厅 地区 連絡 課

0563-65-2178

(1) 町内会

日本では「町内会」や「自治会」と呼ばれるコミュニティがありますので、「町内会」に入って近所の人たちとつながりを深めましょう。「町内会」では住民同士で協力して、市の広報紙を配ったり、市や地域からの大切な情報を「回覧板」でお知らせしています。また、地域の掃除、ごみ置き場の管理、お祭り、防災訓練などもしています。「町内会」では、地域の住民が「町内会費」というお金を出し合っ、安心・安全なまちづくりのためにお互いに協力して活動しています。なお、「町内会」に入りたいときは、近所の人に聞くか、西尾市役所 地域つながり課に聞いてください。

(2) 生活のマナー

日本で生活するときに、気をつけなければならぬことがいろいろあります。住宅地で夜に大声を出して騒いだり、テレビの音を大きくすると迷惑になりますので注意しましょう。

● 聞きたいとき

☎ 西尾市役所 地域つながり課 0563-65-2178



12 垃圾的扔出方法 ごみの出し方

(1) 家庭垃圾

丢弃垃圾时应将垃圾按规定的方法分类后再行丢弃。地区规定有丢弃垃圾的场所。若不知道垃圾堆放处在哪里，可向附近居民或垃圾减量课咨询。有关丢弃垃圾的日期，请确认“垃圾回收日(Gomi Calendar)”。(请不要在规定日期外丢弃垃圾)。另外，有关垃圾的丢弃方法，请确认《家庭垃圾的分类方法、扔出方法》手册。

※ 垃圾减量课、市政厅市民课或各支所备有“垃圾回收日程表(Gomi Calendar)”和“家庭垃圾的分类方法、扔出方法”手册。

①大型垃圾

对于无法装入指定垃圾袋或容器的大型垃圾，请直接送到“清洁中心”。

②不能作为垃圾丢弃的物品

由于“清洁中心”无法处理摩托车、轮胎、汽车蓄电池、液化气罐等，请委托其销售店进行处理；由于法律规定有义务再生利用冰箱、冰柜、电视机、洗衣机、衣服干燥机、空调等，不能送到垃圾堆放处或“清洁中心”，请委托其销售店进行回收。此时，需要支付处理费。

(2) 常设资源站

市政厅、米津町、平坂町、吉良町有常设资源站，可以每天回收扔出的再生利用垃圾。

①可丢弃时间

除年末年初(12月31日~1月3日)外的每天：
上午10时~下午7时

②可丢弃物品

- 纸类(报纸、杂志、纸板、纸盒、糕点箱等)
- 空罐、空瓶 • 喷雾罐、锅等
- 塑料瓶、白色塑料盘 • 干电池、荧光管
- 布类(不得放入湿的或脏的布类垃圾)
- 小型家电

(3) 智能手机使用的应用程序“三 R(three R)”

①使用方法

- 首先下载“三 R(three R)”。下载免费。
- 选择居住的地区。

②须知

- 家庭垃圾的分类方法和扔出方法
- 垃圾收集日程表 • 分类检索 等

●咨询处

☎垃圾减量课(西尾市清洁中心内)
0563-34-8113

(1) 家庭ごみ

ごみを出すときは決められた方法で、種類ごとにきちんと分けて出しましょう。ごみを出す場所は地域で決められています。出す場所が分からない人は、近所の人やごみ减量課に確認してください。ごみを出す日にちは「ごみカレンダー」で確認してください。(ごみは決められた日時以外には出さなくてください。)また、ごみの出し方は、「家庭ごみの分け方・出し方」ガイドブックを確認してください。※「ごみカレンダー」や「家庭ごみの分け方・出し方」ガイドブックは、ごみ减量課、市役所市民課または各支所にあります。

①粗大ごみ

指定のごみ袋やコンテナに入らない大きなごみは、「クリーンセンター」に直接持って行ってください。

②ごみとして出せないもの

バイク、タイヤ、自動車用バッテリー、プロパンガスボンベなどは、「クリーンセンター」で処理できないため、販売店に頼んでください。冷蔵庫、冷凍庫、テレビ、洗濯機、衣類乾燥機、エアコンは法律でリサイクルが義務付けられているため、ごみ置き場、「クリーンセンター」へは出せません。取扱販売店に引取りを頼んでください。その際に処理するお金が必要です。

(2) 常設資源ステーション

市役所、米津町、平坂町、吉良町には、リサイクルできるごみを毎日出せるところがあります。

①出せる日

年末年始(12月31日~1月3日)以外の毎日：
AM10:00~PM7:00

②出せるもの

- 紙類(新聞、雑誌、ダンボール、紙パック、菓子箱など)
- 空き缶・空きびん
- スプレー缶、なべ、かまなどの金物類
- ペットボトル、白色トレイ • 乾電池・蛍光管
- 布類(ぬれたものや汚れたものは出せない)
- 小型家電

(3) スマートフォン向けアプリ「さんあ〜る(three R)」

①使い方

- 「さんあ〜る(three R)」をダウンロードする。ダウンロードは0円でできます。
- 住んでいる地域を選ぶ。

②分かること

- 家庭ごみの分け方・出し方 • ごみカレンダー
- 分別検索 など

●聞きたいとき

☎ごみ减量課(西尾市クリーンセンター内)
0563-34-8113

(4) 西尾市清洁中心

① 利用时间

- ・ 周一～周五
上午 8 时 30 分～中午 12 时、下午 1 时～下午 4 时
※ 法定节假日照常运作。
- ・ 周六
上午 8 时 30 分～上午 11 时 30 分
※ 周六适逢节假日时休息。
- ・ 年末年初 (12 月 31 日至 1 月 3 日) 休息。

② 利用费 (垃圾处理手续费)

※ 不能丢弃西尾市以外的垃圾。

- ・ 家庭垃圾
每 10 公斤收取 70 日元
(但是, 不到 100 公斤的免费)
- ・ 公司或店铺等的垃圾
每 10 公斤收取 110 日元

由于非常拥挤, 请预先分好可燃垃圾和不可燃垃圾, 再来丢弃。由于可燃垃圾和不可燃垃圾要分别丢失, 所以请按照以下要求分类。

可燃垃圾	细小物体 大型垃圾 盒式磁带、录像带 ※ 先丢弃可燃垃圾, 再丢弃不可燃垃圾。
不可燃垃圾	自行车 电器产品 炉子 铁渣 铝制品 不锈钢 食用和饮用玻璃瓶 (由于要再生利用, 按颜色分类) 罐 荧光灯 塑料瓶 托盘 ※ 按列出的顺序丢弃。

● 咨询处

☎ 西尾市清洁中心 0563-34-8112

(4) 西尾市クリーンセンター

① 利用時間

- ・ 月曜日～金曜日
AM8:30～PM0:00、PM1:00～PM4:00
※ 祝日も開いています。
- ・ 土曜日
AM8:30～AM11:30
※ 土曜日が祝日のときはお休みです。
- ・ 年末年始 (12月31日から1月3日) はお休みです。

② 利用料金 (ごみ処理手数料)

※ 西尾市以外のごみは出せません。

- ・ 家庭のごみ
10Kgにつき70円
(ただし, 100Kg未満は無料)
- ・ 会社やお店などのごみ
10Kgにつき110円

たいへん混むことがありますので、あらかじめ燃えるごみと燃えないごみを分けて来てください。燃えるごみと燃えないごみは別々に捨てますので、次のように分けて来てください。

燃えるごみ	細かい物 粗大ごみ カセットテープ・ビデオテープ ※ 燃えるごみを捨ててから、燃えないごみを捨てます。
燃えないごみ	自転車 電化製品 ストープ 鉄くず アルミ製品 ステンレス 食用・飲用ガラスびん (リサイクルのため色分けします) 缶 蛍光灯 ペットボトル トレー ※ 書いてある順番に捨てていきます。

● 聞きたいとき

☎ 西尾市クリーンセンター 0563-34-8112



13 生产及育儿

出産・育児

(1) 妊娠后

妊娠后，请将医院交给的“妊娠申报单”提交“保健中心”，并领取“母子健康手册”。“母子健康手册”上记录有母亲与婴儿的健康信息，在“婴幼儿健康诊察”及“预防接种”时是必需的。使用与“母子健康手册”一同发放的“孕妇健康诊察受诊票”，可以在县内的“妇产科医院”接受14次“孕妇健康诊察”，1次“子宫颈癌检查”，1次“产妇产健康诊察”。但是，不能向未在西尾市登记住址的人发放“孕妇健康诊察受诊票”。

※ 还有外语版的“母子健康手册”。

(葡萄牙语、西班牙语、韩语、英语、汉语、泰语、印度尼西亚语、他加禄语、越南语)。

● 咨询处

☎ 西尾市保健中心 0563-57-0661

☎ 吉良保健中心 0563-32-3001

(2) 出生登记

请查阅“6 出生、结婚、死亡”之页的“(1) 出生(生孩子)”的相关内容。

(3) 一次性生育育儿金

正常生产时，虽不能使用保险，但只要参加了“国民健康保险”，可以获得补助金。

※ 在公司参加“社会保险”的人也享有同样的制度，具体情况请咨询公司。

● 咨询处

☎ 西尾市市政厅 保险年金课

国民健康保险处 0563-65-2103

(4) 婴幼儿健康诊察

为确认婴儿的健康状态及发育情况，需要进行“健康诊察”。1个月儿、4个月儿、6~10个月儿、1周岁育儿咨询、1周岁半儿、2周岁儿、2周岁半儿、3周岁儿的各种健康诊察(“问诊”、“身体测量”、“诊察”、“发育情况检查”、“咨询”、“齿科健康诊察”等)

1个月儿、6~10个月儿使用与“母子健康手册”一起领取的“乳儿健康诊察受诊票”，可在县内的医疗机构各享受1次“乳儿健康诊察”。但是，不能向未在西尾市登记住址的人发放“乳儿健康诊察受诊票”。

● 咨询处

☎ 西尾市保健中心 0563-57-0661

☎ 吉良保健中心 0563-32-3001

(1) 妊娠したとき

妊娠したら、病院でもらえる「妊娠届出書」を「保健センター」に出して、「母子健康手帳」をもらいます。「母子健康手帳」は母親と赤ちゃんの健康を記録するもので、「乳幼児健診」や「予防接種」のときに必要です。「母子健康手帳」といっしょに渡される「妊婦健康診査受診票」を使って、県内の「産婦人科医」で「妊婦健診」を14回、「子宮頸がん検診」を1回、「産婦健診」を1回受けることができます。ただし西尾市に住所の届出をしていない人には、「妊婦健康診査受診票」はお渡しできません。

※ 外国語版の「母子健康手帳」もあります。

(ポルトガル語、スペイン語、ハンガリー語、英語、中国語、タイ語、インドネシア語、タガログ語、ベトナム語)

● 聞きたいとき

☎ 西尾市保健センター 0563-57-0661

☎ 吉良保健センター 0563-32-3001

(2) 出生届

6 出生・結婚・死亡 のページの(1) 出生(子どもが生まれること)を見てください。

(3) 出産育児一時金

正常な出産のとき、保険証は使えませんが「国民健康保険」に入っていれば、お金が補助されます。

※ 会社で「社会保険」に入っている人にも同じ制度があります。会社に聞いてください。

● 聞きたいとき

☎ 西尾市役所 保険年金課 国民健康保険担当

0563-65-2103

(4) 乳幼児健康診査

赤ちゃんの健康状態や成長をチェックするために「健康診査」があります。1か月児、4か月児、6~10か月児、1歳児育児相談、1歳6か月児、2歳児、2歳6か月児、3歳児の各健康診査(「問診」、「身体測定」、「診察」、「発達チェック」、「相談」、「歯科健診」など)

1か月児、6~10か月児は、「母子健康手帳」といっしょに渡される「乳児健康診査受診票」を使って、県内の医療機関で「乳児健診」を各1回受けることができます。ただし西尾市に住所の届出をしていない人には、「乳児健康診査受診票」はお渡しできません。

● 聞きたいとき

☎ 西尾市保健センター 0563-57-0661

☎ 吉良保健センター 0563-32-3001

(5) 予防接種

予防接種有“Hi b”、“小儿肺炎球菌”、“B型肝炎”、“白喉、百日咳、破伤风、小儿麻痹”、“BCG”、“麻疹、风疹”、“水痘”、“日本脑炎”、“子宫颈癌”，可上任何医院接受预防接种。

接受预防接种时，请携带“母子健康手册”和“预诊询问表”。

未申报西尾市住址的人不能接受预防接种。

● 咨询处

☎西尾市保健中心 0563-57-0661

☎吉良保健中心 0563-32-3001

(6) 儿童医疗费领受者证

已参加健康保险的儿童到医院就医时只要出示“健康保险证”和“儿童医疗费领受者证(Kodomo Iryo Hi Jukyushasho)”，即可免费接受诊治（但是，住院时的餐饮费用自理）。

● 咨询处

☎西尾市市政厅 保险年金课 医疗处
0563-65-2106

(5) 予防接種

予防接種には、「Hib」「小児肺炎球菌」「B型肝炎」「ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ」「BCG」「麻疹、風しん」「水痘」「日本脳炎」「子宮頸がん」があり、すべて病院で受けます。

予防接種に行くときは「母子健康手帳」と「予診票」を持って行きます。

西尾市に住所の届け出をしていない人は、予防接種はできません。

● 聞きたいとき

☎西尾市保健センター 0563-57-0661

☎吉良保健センター 0563-32-3001

(6) 子ども医療費受給者証

健康保険に入っている子どもが病院に行つたときに「健康保険証」と「子ども医療費受給者証」を見せると、医療費が無料になります。（ただし、入院したときの食事代などは自分で払います）

● 聞きたいとき

☎西尾市役所 保険年金課 医療担当
0563-65-2106

(7) 児童津貼

“児童津貼”是向抚养小学毕业前儿童的人(限在西尾市有住民登记的人)发放的。一年分三次汇款,分别为6月、10月、2月。婴儿出生时或迁入本市时请申请。

〈必要的材料〉

- ・ 印章
- ・ 存折
- ・ 申请人的“健康保险证”的复印件
- ・ 申请人及妻子或丈夫的“个人号码卡”或“通知卡”
- ・ 申请人及妻子或丈夫的“收入证明书”
(1月1日未在西尾市居住时)

● 咨询处

☎西尾市市政厅 育儿支援课 津贴处
0563-65-2109

(8) 家庭暴力、育儿、虐待咨询

接待家庭暴力伤害、儿童的生长发育和抚养等的咨询,而且接待虐待等的咨询。

● 咨询处

☎西尾市市政厅 家庭儿童支援课 0563-65-2179

(7) 児童手当

「児童手当」は中学校卒業前の子どもを養育している人(西尾市に住民登録がある人に限ります。)に支払われます。年に3回に分けて6月、10月、2月に振り込みをします。子どもが生まれたときや、転入したときに申請をしてください。

〈申請に必要なもの〉

- ・ 印鑑
- ・ 請求者の「預金通帳」
- ・ 請求者の「健康保険証」の写し
- ・ 請求者及び配偶者の「個人番号カード」または「通知カード」

● 聞きたいとき

☎西尾市役所 子育て支援課 手当担当
0563-65-2109

(8) DV・育児・虐待相談

DV被害や子どもの発達や子育てなどの相談、また虐待などの相談を受け付けています。

● 聞きたいとき

☎西尾市役所 家庭児童支援課 0563-65-2179



14

銀行、邮局 銀行・郵便局

(1) 开设账户时

开设账户时，需提供护照等可以证明本人身份的资料以及“印章(图章)”。开设账户时使用的“印章”日后仍需使用，所以请妥善保管。详细情况请咨询您想开设账户的银行。

开设银行账户后可以获得“银行卡”，有了“银行卡”后可以通过 ATM 提取现金、存款、转账等。在二十四小时便利店或自己未开设帐户的银行的 ATM 上也可以使用银行卡，但根据具体取款地点及时间不同可能会产生一定的手续费。

(2) 在银行能办的事情

您可在银行向国外汇款，或者通过银行账户自动扣缴电费、水费及税金。详细情况请咨询就近的银行。

(1) 口座を作るとき

口座を作るときは、パスポートなど、本人であると確認できるものと「印鑑」(はんこ)が必要です。口座を作るときに使った「印鑑」は、後で必要になりますので、大切に保管してください。詳しくは、口座を作りたい銀行で聞いてください。

銀行に口座を作ると、「キャッシュカード」が作れます。「キャッシュカード」があれば、ATMで、お金の引き出し、預金、振込などを行うことができます。コンビニエンスストアや、自分の口座を開いていない銀行のATMも利用できますが、お金を引き出す場所や時間によっては手数料が必要です。

(2) 銀行でできること

銀行では、海外にお金を送ったり、電気料金や水道料金、税金を口座から自動で引き落とすことができます。詳しくは、お近くの銀行で聞いてください。



15

邮政、快递 郵便・宅配便

(1) 邮政

明信片及邮票等可在“日本邮局”或带有〒标志的店里购买。另外，变更住址时，只要到“日本邮局”进行“迁居登记”，登记后一年内寄往原住址的邮件将会转寄至您的新住址。

● 咨询处

☎ 西尾邮局 0563-56-9999

(2) 快递

除“日本邮局”外，还有“快递”公司寄送物品，在二十四小时便利店等即可寄出。具体的费用及使用条件等请咨询各公司。

(1) 郵便

ハガキや切手は、「郵便局」や「〒」のマークがついたお店で買うことができます。また、住所を変えたときに「郵便局」に「転居届」を出せば、前の住所宛の郵便も1年間は新しい住所に転送されます。

● 聞きたいとき

☎ 西尾郵便局 0563-56-9999

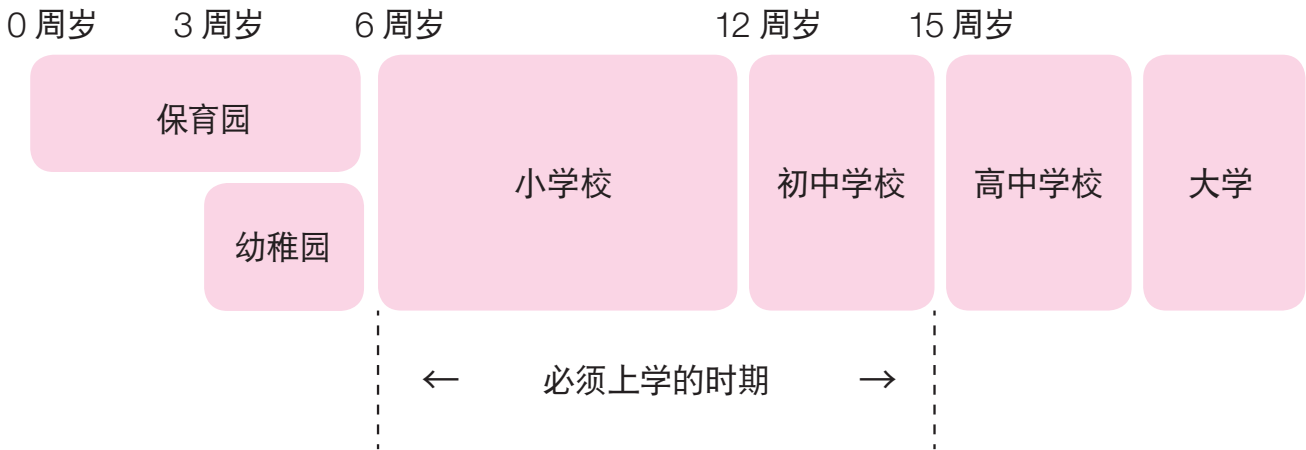
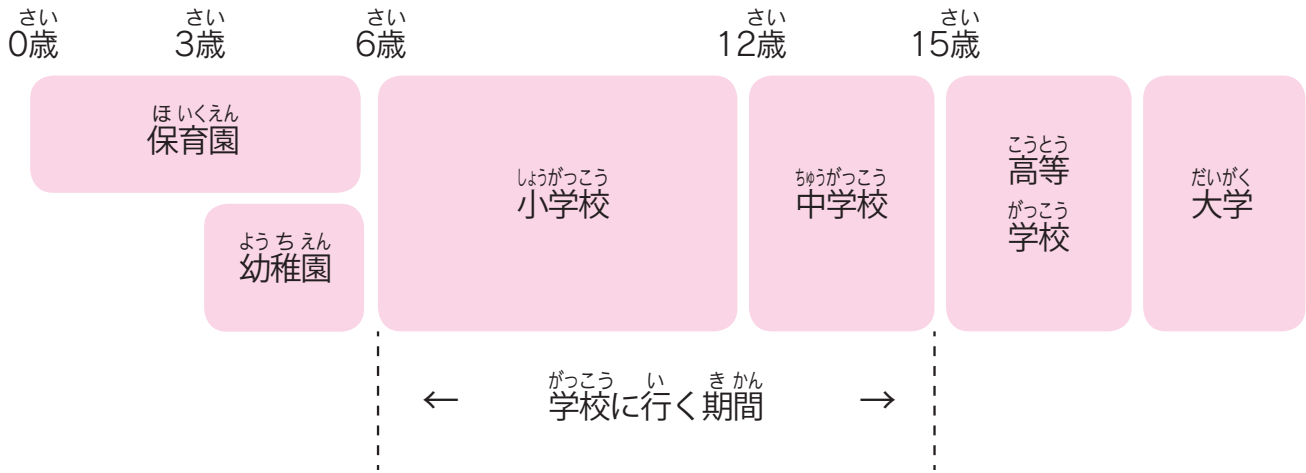
(2) 宅配便

荷物を送るには「郵便局」のほかに「宅配」の会社があり、コンビニエンスストアなどから送ることができます。料金や利用条件は、各会社に聞いてください。



16 保育園、幼稚園、学校

ほいくえん ようちえん がっこう
保育園・幼稚園・学校



(1) 保育園 (Hoikuen)

“保育園”以0周岁至学龄前儿童为对象，是父亲、母亲（监护人）因工作或疾病等白天不能在家中看护孩子的保育机构。保育时间一般是上午8点至下午4点，但考虑到监护人的工作时间，有些“保育園”也负责“长时间保育”（延长照顾儿童的时间）。

(2) 幼稚園 (Yochien)

“幼稚園”以3周岁至学龄前的儿童为对象。“幼稚園”的保育时间为上午8点半至下午2点半，但也有“幼稚園”负责“代管保育”（延长照顾儿童的时间）。想入园时，请直接咨询幼稚园。

● 咨询处

☎ 西尾市市政厅 儿童课 入园处
0563-65-2110

(1) 保育園

「保育園」は、0歳から小学校入学前の子どもを対象とし、お父さん、お母さん（保護者）が仕事や病気などのために、昼間家庭で保育できない子どもを保育する施設です。保育時間は、AM8:00からPM4:00までですが、保護者の仕事の時間を考えて「長時間保育」をしてくれる（時間を延ばして子どもを見てくれる）「保育園」もあります。

(2) 幼稚園

「幼稚園」は3歳から小学校入学前の子どもを対象としています。「幼稚園」は、AM8:30からPM2:30までですが、「預かり保育」をしてくれる（時間を延ばして子どもを見てくれる）「幼稚園」もあります。入りたいときは、直接幼稚園に聞いてください。

● 聞きたいとき

☎ 西尾市役所 保育課 入园担当
0563-65-2110

(3) 小学、初中

外国籍(人)时,可以自己决定是否让子女上学。如果希望进入公立小学或初中时,可以进入离家最近的学校。日本的学校是4月份开学。每月所需费用:小学约7,000日元,中学约11,000日元。有时候还会发生除此之外的所需费用。但是,因病等不能工作造成支付困难时,可以申请利用补助制度。详细请咨询市政厅4楼的教育委员会。如果想让子女进入私立学校或外国人学校时,请直接打电话咨询该学校。

●咨询处

☎西尾市教育委员会 学校教育课

庶务处

0563-65-2177

(3) 小学校・中学校

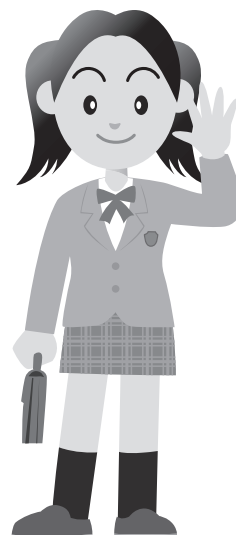
外国籍の人は、子どもを学校に行かせるか、行かせないかを決めるのは自由です。公立の小学校や中学校に行かせたい人は、家から近い学校に行くこととなります。日本の学校は4月から始まります。1か月で必要なお金は、小学校は7,000円くらい、中学校は11,000円くらいです。それ以外に必要な時もあります。病気などで働けなくてお金が払えないときに、助けてくれる制度があります。市役所4階にある教育委員会に質問してください。子どもを、私立学校や外国人学校に行かせるときは、その学校に直接電話してください。

●聞きたいとき

☎西尾市教育委员会 学校教育課

庶務担当

0563-65-2177





17 健康保険、护理保険

健康保険・介護保険

(1) 健康保険

健康保険大体可分为在公司参加的“社会保险”和在市政厅参加的“国民健康保险”两种。参加健康保险后需要缴纳保险费（保险费），但当您患病或受伤时仅支付诊疗费用的30%就可以。到医院就诊时请不要忘记携带“被保险人证”。

※国民健康保险的纳税义务人为户主。因此，即使户主未加入，但同一户下的家庭成员加入了国民健康保险，也将向户主征收国民健康保险费。

※税额是根据加入国民健康保险人的前年度的收入等决定。如果收入少，有可能会减少税额。税额决定后，会将缴纳书（请求书）寄到你的住址，请在期限内缴纳。如果未缴纳时，则会将普通的被保险人证换成有效期限短的被保险人证，甚至，还有可能让你退还被保险人证。

※关于国民健康保险费，在申报所得税及住民税后，已支付的金额作为扣除社会保险费的对象。

※“社会保险”请咨询公司。

①国民健康保险

持有在留卡，而且已经申报住民登记的人，如果未在公司加入社会保险时，即使是外国人也必须加入“国民健康保险”。但是，“特定活动”的在留资格中以医疗、观光、疗养目的人等属于该当规定条件的人不能加入。一般情况下诊疗费用的70%由“国民健康保险”支付，剩余的30%由自己负担。如果是高额医疗费时，请利用限度额适用认定证。如果未支付保险费时，则不能领取限度额适用认定证。

加入国民健康保险时

凡是下述情况之一者，请应在14天以内携带在留卡、护照、印章到市政厅办理手续。保险资格的取得不是在办理手续的日期，而是从应该加入保险的日期开始。如果14天以后加入时，则会发生未办完手续之前不能使用保险的情况，请注意。

- 迁入西尾市（进入日本国）时
- 退出公司的保险时
- 孩子出生时

(1) 健康保険

健康保険には、大きく分けて会社で入る「社会保険」と、市役所で入る「国民健康保険」の2種類があります。健康保険に入ると保険料（保险费）を払う必要がありますが、病気やけがをしたときに、費用の30%を払うだけで済みます。病院で診察を受けるときは、忘れずに「被保险人証」をお持ちください。

※国民健康保険税の納税義務者は、世帯主です。このため、世帯主が国民健康保険に入っていない場合、世帯主に同じ世帯の家族の人が入っている場合、世帯主に対して国民健康保険税が請求されます。

※税額は、国民健康保険に入った人の前の年の所得などで決まります。所得が少ないと、税額が軽減される場合があります。税額が決まったら、納付書（請求書）を住所に送りますので、払ってください。払わないと、普通の被保险人証から有効期限の短い被保险人証に変わります。また、被保险人証を返してもらった場合があります。

※国民健康保険税は所得税および住民税の申告において、支払った額が社会保険料控除の対象になります。※「社会保険」は会社に聞いてください。

①国民健康保険

在留カードをお持ちで、住民登録している人で、会社で社会保険に入っていない人は、外国人でも「国民健康保険」に入らなければなりません。ただし、「特定活動」の在留資格が、医療や観光、保養目的の人など、一定の条件の人は入れません。一般的に、診療費の70%が国民健康保険から払われて、残りの30%を自分で払います。医療費が高額になるときは、限度額適用認定証を利用してください。保険税を支払っていないと、限度額適用認定証はもらえません。

国民健康保険に入るとき

次のときは、14日以内に在留カード、パスポート、印鑑を持って市役所で手続きをしてください。保険の資格は手続きの日からではなく、保険に入るべき日から取得します。14日を過ぎると、手続きの日まで保険がきかなくなるので、気を付けてください。

- 西尾市に転入（入国）したとき
- 会社の保険がなくなったとき
- 子どもが生まれたとき

退保时

凡下述情况之一者将失去保险资格，请进行申报。请将“国民健康保险被保险者证”归还到市政厅保险年金课。

・ 从西尾市迁往其他市町村时

※ 如果从西尾市迁往其他市町村，西尾市的“被保险者证”将不能再使用。请归还被保险者证，并在新住址所在的市区町村领取新的“被保险者证”。

- ・ 参加公司的保险时
- ・ 死亡时
- ・ 接受“生活保护”时

● 咨询处

☎ 西尾市市政厅 保险年金课 国民健康保险处
0563-65-2103

② 后期高龄者医疗保险

从满 75 周岁的生日当天起，参加“后期高龄者医疗保险”。参保不需要办理手续。另外，65 周岁～74 周岁，身患一定残疾的人可提出申请，参加该项保险。

● 咨询处

☎ 西尾市市政厅 保险年金课 医疗处
0563-65-2105

(2) 护理保险

“护理保险”制度是 40 周岁以上的人参保，缴纳保险费，经认定需要护理时，可支付部分费用享受服务的体系。

● 咨询处

☎ 西尾市市政厅 长寿课 保险费处
0563-65-2118

保険がなくなるとき

次つぎのとき、保険ほけんがなくなりなりますので、届出とどけをしてください。「国民健康保険被保険者証こくみんけんこうほけんひほけんしゃしやうしやくしよほけんねんきんか」は、市役所保
險年金課に返かえしてください。

・ 西尾市から他の市町村へ引越ひっこしたとき

※ 西尾市から他の市町村へ引越すと西尾市の「被
保険者証ほけんしゃしやう」は使えなくなりなります。被保険者証を返
して、新しい住所あたらしゆうしよの市町村で新しい「被保険者証ほけんしゃしやう」
をもらってください。

- ・ 会社かいしゃの保険ほけんに入はいったとき
- ・ 死亡しほしたとき
- ・ 「生活保護せいかつほご」を受うけるとき

● 聞きたいとき

☎ 西尾市役所 保険年金課 国民健康保険担当
0563-65-2103

② 後期高齢者医療保険

75歳さいの誕生日たんじうびとうじつから「後期高齢者医療保険こうきこうれいしやいりようほけん」に
入はいります。保険ほけんに入はいる手続てつづきはありませない。また、65
歳さい～74歳さいで一定いつていの障害しょうがいのある人ひとは、申もう込こむことこで
この保険ほけんに入はいれます。

● 聞きたいとき

☎ 西尾市役所 保険年金課 医療担当
0563-65-2105

(2) 介護保険

「介護保険かいごほけん」制度せいどは、40歳さい以上じようの人ひとが入はいって保
険料ほけんりようを納おさめ、介護かいごが必要ひつようと認定にんていされた場合ばあいには、費用ひよう
の一部いちぶを支払しはらってサきービびスすを利用りようできるしくみです。

● 聞きたいとき

☎ 西尾市役所 长寿課 保険料担当
0563-65-2118



18 税金等 税金など

(1) 所得税与住民税

针对个人的所得征收的税金，分为“所得税”和“住民税”。外国人也和日本人同样，必需缴纳税金。有工作的人的“所得税”一般从每月的薪金内自动扣除（称为“源泉扣缴”或“预扣税款”）。

●咨询处

☎所得税：西尾税务署 0563-57-3111

☎住民税：西尾市市政厅 税务课 市民税处
0563-65-2124

(2) 收入、课税证明书

请查阅“7 在留手续”之页的“(3)收入、课税证明书及纳税证明书”的相关内容。

(3) 源泉扣缴票

“源泉扣缴票”是指记载一年的工资等总计额和扣除的所得税额的证明。纳税申报时等需要该证明。

(4) 年终申报

“年终申报”是指根据每年1月1日至12月31日的全年收入计算税金，并在次年的2月16日至3月15日内向税务署申报。

●咨询处

☎西尾税务署 0563-57-3111

(5) 固定资产税

“固定资产税”是指向截至每年1月1日拥有土地或房屋等人征收的税金。

●咨询处

西尾市市政厅 税务课

☎固定资产税(土地)处 0563-65-2126

☎固定资产税(折旧资产)处 0563-65-2127

☎固定资产税(房屋)处 0563-65-2128

(6) 汽车税

“汽车税”是指向截至每年4月1日拥有汽车的人征收的税金。

●咨询处

☎爱知县西三河县税务事务所 0564-27-2712

(7) 轻型车辆税

“轻型车辆税”是指向截至每年4月1日拥有摩托车或排气量小于660cc的轻型车辆的人征收的税金。上牌、报废、转让(给别人)、迁出时，请申报。

●咨询处

☎西尾市市政厅 税务课 轻型车辆税处
0563-65-2125

(1) 所得税と住民税

個人の所得に対する税金には、「所得税」と「住民税」があります。外国人も日本人と同じように、税金を支払わなければなりません。働いている人の「所得税」は、普通は毎月の給料から引かれます。(「源泉徴収」や「給料天引き」と言います)。

●聞きたいとき

☎所得税：西尾税务署 0563-57-3111

☎住民税：西尾市役所 税務課 市民税担当
0563-65-2124

(2) 所得・課税証明書

7 在留手続きのページの(3) 所得・課税証明書、納税証明書を見てください。

(3) 源泉徴収票

「源泉徴収票」は、1年間の給料などの合計額と天引きされた所得税額が書かれた書類です。確定申告をするときなどに必要です。

(4) 確定申告

「確定申告」とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間の所得から税金を計算し、翌年の2月16日から3月15日までに税務署に申告することです。

●聞きたいとき

☎西尾税务署 0563-57-3111

(5) 固定資産税

「固定資産税」は、毎年1月1日現在で土地や家などを持っている人にかかる税金です。

●聞きたいとき

西尾市役所 税務課

☎固定資産税(土地)担当 0563-65-2126

☎固定資産税(償却資産)担当 0563-65-2127

☎固定資産税(家屋)担当 0563-65-2128

(6) 自動車税

「自動車税」は、毎年4月1日現在で自動車を持っている人にかかる税金です。

●聞きたいとき

☎愛知県西三河県税事務所 0564-27-2712

(7) 軽自動車税

「軽自動車税」は、毎年4月1日現在でバイクや排気量が660cc以下の軽自動車を持っている人にかかる税金です。登録、廃車、譲渡(他の人にあげる)、転出などのときは、届出をしてください。

●聞きたいとき

☎西尾市役所 税務課 軽自動車税担当

0563-65-2125

(8) 税金滞納

如果不缴纳税金，从缴纳期限截止日的次日
起至实际纳税日止的期间，需缴纳“滞纳金”（必
须追缴的钱）。若依然不缴纳应缴税金，可能会
受到财产扣押（Sashiosae）* 等处分。

* “扣押（Sashiosae）”是指不缴纳应缴费用等时，
将从工资、存款等被市强制催收。

● 咨询处

西尾市市政厅 征税课

☎0563-65-2131

(9) 纳税证明书、完税证明书

纳税证明书是用于证明已缴纳了本市各种税
金的材料。

完税证明书是用于证明目前无滞纳金的材料。

*1 最近缴纳的税金有时会无法确认，请带上收据前来。

*2 申请人不是本人或共同居住的亲属时，需要委任状。

● 咨询处

西尾市市政厅 征税课

☎0563-65-2132

(10) 税金以外（手续费、使用费）的滞納

除了税金外，如果不支付“后期高龄者医疗
保险费”、“护理保险费”、“保育园、幼稚园保育费”、
“市营住宅使用费”、“自来水费”、“下水道使用费”、
“市民医院诊疗费”、“小学初中餐食费”等，可能
会支付滞纳金或遭受财产扣押等处分。

因特殊情况不能按期缴纳时，请告知市政厅
的各负责窗口。关于小学初中餐食费请与学校联
系。可以商量决定今后的“缴纳计划”。

● 咨询处

西尾市市政厅 各负责课

☎“后期高龄者医疗保险费” 保险年金课
0563-65-2105

☎“护理保险费” 长寿课 0563-65-2118

☎“保育园、幼稚园保育费” 儿童课
0563-65-2110

☎“市营住宅使用费” 建筑课 0563-65-2146

☎“自来水费” 水道管理课 0563-65-2185

☎“下水道使用费” 下水道管理课
0563-65-2189

☎“市民医院诊疗费” 市民医院管理课
0563-56-3171

☎“小学初中餐食费” 教育庶务课 0563-65-2173

(8) 税金の滞納

税金を払わないでいると、支払期限の翌日から支
払った日までの期間に応じて、「延滞金」（追加で払
わないといけないお金）がかかります。さらに払わ
ないままでいると、財産の差押え*などの処分を受け
ることがあります。

*「差押え」とは、支払うべき料金を払わないまま
でいると、給料や預金などを市が強制的に取り立て
ることです。

● 聞きたいとき

西尾市役所 収納課 ☎0563-65-2131

(9) 納税証明書・完納証明書

納税証明書は、市のいろいろな税金が支払われて
いることを証明する書類です。

完納証明書は、現在、滞納金がないことを証明す
る書類です。

*1 最近支払われた税金は、確認できないことがあ
りますので、領収書を持ってきてください。

*2 申請する人が、本人またはいっしょに住んでい
る親族以外の場合は、委任状が必要です。

● 聞きたいとき

西尾市役所 収納課 ☎0563-65-2132

(10) 税金以外（手数料、使用料など）の滞納

税金以外に、「後期高齢者医療保険料」、「介護保
険料」、「保育園・幼稚園保育料」、「市営住宅使用料」、
「水道料金」、「下水道使用料」、「市民病院診療費」、
「小中学校給食費」などについても払わないでいる
と、延滞金の支払いや財産の差押え*などを受けると
があります。

事情があって支払期限までに払うことができな
い人は、市役所の各担当窓口にお越してください。な
お、「小中学校給食費」は、学校へ連絡してください。
今後の「納付計画」の相談ができます。

● 聞きたいとき

西尾市役所 各担当課

☎「後期高齢者医療保険料」 保険年金課 0563-65-2105

☎「介護保険料」 长寿課 0563-65-2118

☎「保育園・幼稚園保育料」 保育課 0563-65-2110

☎「市営住宅使用料」 建築課 0563-65-2146

☎「水道料金」 水道管理課 0563-65-2185

☎「下水道使用料」 下水道管理課 0563-65-2189

☎「市民病院診療費」 市民病院管理課 0563-56-3171

☎「小中学校給食費」 教育庶務課 0563-65-2173



19

汽车及摩托车的驾驶、摩托车及自行车

自動車・バイク・自転車

在日本驾驶汽车或摩托车时必需持有“驾驶执照”。驾驶车辆时必须系好安全带，驾驶摩托车时必须带头盔，并携带“驾驶执照”。

(1) 国际驾驶执照

如果持有基于日内瓦条约发放的“国际驾驶执照”，在日本也可以驾驶车辆。进入日本超过一年的，即使在国际驾驶执照的有效期内，也不得继续驾驶车辆。

※ 未加盟日内瓦条约的中国、越南、印度尼西亚、巴西等国家的人不能凭“国际驾驶执照”在日本驾车。

(2) 在日本取得驾驶执照

要取得驾驶执照，应上驾校。考试合格后，领取驾驶执照。驾驶执照的有效期于三年后自己的生日截止，之后每三年或五年换证。住址变更时，需要办理变更驾驶执照上注明的住址的手续。驾驶执照换证或者变更住址时，请带上驾驶执照和在留卡，到居住地的警察署或汽车驾驶执照试验场办理手续。

(3) 汽车及摩托车所有者

在购买、出售、废弃汽车或摩托车时以及住址变更时，请务必进行登记。另外，将车辆转让他人时必需变更车辆登记人的姓名，若未办理变更手续的，发生事故时可能会被追究责任。

汽车及 251cc 以上的摩托车必需接受车检。汽车登记时，为决定停放汽车的场所，需到警察署开具“车库证明”。

● 咨询处

☎ 汽车：西三河汽车检查登记事务所

050-5540-2047

☎ 轻型车辆：轻型车辆检查协会爱知主管事务所

所三河支所

050-3816-1772

日本で自動車やバイクを運転するには「運転免許」が必要です。車を運転するときはシートベルトを締め、バイクを運転するときはヘルメットをかぶらなければいけません。また、必ず「運転免許証」を携帯してください。

(1) 国際運転免許証

ジュネーブ条約に基づいた「国際運転免許証」があれば、日本でも運転できます。国際免許の有効期間内でも、日本に入国してから1年を超えると、運転することができません。

※ジュネーブ条約に加盟していない中国、インドネシア、ブラジルなどの国の人は「国際運転免許証」では運転できません。

(2) 日本で運転免許を取得する

運転免許を取るためには、自動車学校に通います。試験を行なって、合格すると運転免許証が渡されます。運転免許証の有効期限は、3年後の自分の誕生日までです。その後は3年または5年ごとに更新します。住所が変わったときは、運転免許証に書かれている住所を変える手続きが必要です。運転免許証の更新や住所変更は、運転免許証と在留カードを持って、住んでいるところの警察署や自動車運転免許試験場で手続きをしてください。

(3) 自動車・バイクの所有

自動車やバイクを買うとき、売るとき、捨てる時や、住所が変わったときなどには必ず届けを出してください。また車を他の人にあげるときは、必ず車の登録者の名前を変えてください。変える手続きをしないと、事故を起したときに責任を問われることがあります。

自動車、251cc以上のバイクは、車検を受けなくてはなりません。自動車を登録するためには、自動車やバイクを駐車する場所を決めて、警察署に「車庫証明」を作ってもらふ必要があります。

● 聞きたいとき

☎ 自動車：西三河自動車検査登録事務所

050-5540-2047

☎ 軽自動車：軽自動車検査協会愛知主管事務所三河支所

050-3816-1772

(4) 汽车保险

汽车保险有两种，一是必需参加的“汽车损害赔偿 responsibility 保险”（“自赔责保险”（jibaiseki-hoken）），二是可以选择是否参加的“任意保险（nin'i-hoken）”。“汽车损害赔偿 responsibility 保险”的赔偿项目是有限的，所以如果参加任意保险的话会更加放心。

(5) 发生交通事故或者违反交通规则时

发生交通事故或违反交通规则时，“驾驶执照”可能被中止使用或吊销。

日本对酒后驾车的处罚极为严厉，不仅是对驾驶人员，一起乘车的人、借车的人、提供酒的人也将受到处罚。

(6) 自行车的交通安全

为了自行车的骑行安全，请遵守以下交通规则与礼节。

- ①原则上应在车行道上骑自行车，人行道例外。
- ②请在车行道左侧通行。
- ③在人行道骑行时，请让行人先走并靠近车行道缓行。
- ④请遵守安全规则。
 - 禁止喝后骑车。
 - 禁止骑车带人。
 - 多辆并行骑车。
 - 夜间请点灯。
 - 在十字路口请遵守信号灯，暂停并确认安全状况。
- ⑤请为儿童戴上安全帽。

(4) 自動車保険

自動車保険には必ず入らなくてはならない「自動車損害賠償責任保険」（「自賠責保険」）と、入るか入らないかを選べる「任意保険」があります。「自動車損害賠償責任保険」は補償される対象が限られているため、「任意保険」にも入っておくと安心です。

(5) 交通事故・交通違反

交通事故や交通違反をしたとき、「運転免許」が停止されたり取消されることがあります。

飲酒運転の処分は厳しく、運転をしていた人だけでなく一緒に乗っていた人、車を貸した人、お酒を提供した人も罰せられます。

(6) 自転車の交通安全

安全に自転車に乗るために、ルールやマナーを守りましょう。

- ①自転車は、車道が原則、歩道は例外です。
- ②車道は、左側を通行しましょう。
- ③歩道は歩行者優先で、車道寄りを通行しましょう。
- ④安全ルールを守りましょう。
 - お酒を飲んで運転してはいけません。
 - 二人乗りはいけません。
 - 並んで運転してはいけません。
 - 暗くなったらライトを点けましょう。
 - 交差点では信号を守り、一度止まって安全確認をしましょう。
- ⑤子どもはヘルメットをかぶりましょう。



20 工作 仕事

外国人若想在日本工作，必需拥有允许就业的“在留资格”。

(1) 找工作

在“公共职业安定所”（职业介绍所）可以免费找工作，有些地方还可以提供外语咨询服务。

咨询时请携带护照及在留卡。

(2) 劳动咨询

如在薪金、劳动时间、公伤补偿等方面遇到问题，请到“外国人劳动者咨询处”或者最近的“劳动基准监督署”咨询。

详细情况请查阅“[24 外国人咨询窗口](#)”的内容。

外国人が日本で働くには、就労が認められた「在留資格」を持っていなければなりません。

(1) 仕事を探すには

「公共職業安定所」(「ハローワーク」)では、無料で仕事を探することができます。外国語で相談できるところもあります。

相談するときは、パスポートと在留カードを持って行ってください。

(2) 労働相談

給料や労働時間、労働災害への補償等のトラブルで困っている人は、「外国人労働者相談コーナー」や最寄りの「労働基準監督署」に相談してください。

詳しくは、[24 外国人のための相談窓口](#)を確認してください。



21 残疾人福利 障害者の福祉

身体不便的人可以领取“身体障碍者手册”，有智力障碍的人可以领取“疗育手册”，患有精神疾病、日常生活及社会生活受到制约的人可以领取“精神障碍者保健福利手册”。获取相应的手册后，即可享受各种福利服务及津贴。

●咨询处

☎西尾市市政厅 福利课

障碍者福利处 0563-65-2113

自立支援处 0563-65-2115

身体の不自由な人は「身体障害者手帳」、知的障害がある人は「療育手帳」、精神疾患を持ち、日常生活や社会生活に不都合がある人は、「精神障害者保健福祉手帳」がもらえます。これらの手帳を持っていると、いろいろな福祉サービスや手当を受けられます。

●聞きたいとき

☎西尾市役所 福祉課

障害者福祉担当 0563-65-2113

自立支援担当 0563-65-2115



22

国民养老金 国民年金

居住在日本的20周岁以上60周岁以下的人，如未加入“厚生养老金”^{*1}，则需要加入“国民养老金”。加入“国民养老金”的手续可以在持有住民票的市町村办理。

没有收入或收入少的人可以申请延期缴纳或者免除^{*2}“国民养老金”的保险费。缴纳“国民养老金”的保险费6个月以上的外国人，回国后在2年内办理手续，即可获得“一次性退出费”。

※关于国民养老金保险费，在申报所得税及住民税后，已支付的金额作为扣除社会保险费的对象。

●咨询处

☎西尾市市政厅 保险年金课 国民年金处
0563-65-2104

〈参考信息〉

日本年金机构主页

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>

*1“厚生养老金”是在公司工作的人参保的养老金制度。

*2“免除”是指少缴或免交保险费。

日本に住んでいる20歳以上60歳未満の人で「厚生年金」^{*1}に入っていない人は、「国民年金」に入る必要があります。「国民年金」に入る手続きは、住民票のある市町村で行います。

収入がない人や少ない人は、申請すると「国民年金」の保険料の支払いが延びたり、免除^{*2}されることがあります。また、「国民年金」の保険料を6か月以上払った外国人は、帰国後2年以内に手続きをすれば、「脱退一時金」がもらえます。

※国民年金保険料は所得税および住民税の申告において、支払った額が社会保険料控除の対象になります。

●聞きたいとき

☎西尾市役所 保険年金課 国民年金担当
0563-65-2104

〈参考〉

日本年金機構ホームページ

<http://www.nenkin.go.jp/n/www/index.html>

*1「厚生年金」とは、会社で働いている人が入る年金制度です。

*2「免除」とは、保険料の一部または全部が減額されることです。



23 巴士、电车

バス・電車

(1) 六万石环线巴士 (Rokumangoku Kururin Bus)

从西尾站发车，有西尾、鹤城、米津方向（市区内线路：红色巴士），三和、室场方向（东环线：绿色巴士），福地、平坂方向（西环线：蓝色巴士）三条线路。单次票价为 100 日元（小学生以下及残疾人免费）。

① 市区内线路（红色巴士）

西尾站、市役所、消防本部南 (Itumo)、文化会馆、历史公园西 (Xiao)、市民病院、保健中心、櫻町前站、米津站

② 东环线（绿色巴士）

西尾站、市役所、保健中心、西尾口站、市民病院、道之驿西尾冈之山、White Wave

③ 西环线（蓝色巴士）

西尾站、市役所西、御城下 (Xiao)、勤劳会馆北、富山 (Feel)、福地站、Ikoi no 农园

● 咨询处

☎ 西尾市市政厅 地区 連絡 課
0563-65-2107

(2) ICCHAN 巴士

前往一色地区的公共设施和医院的循环线巴士。单次票价 100 日元（小学生以下、障碍者免费）。

● 咨询处

☎ 西尾市市政厅 地区 連絡 課
0563-65-2107

(3) IKOMAI CAR

是专门接送从家到车站或巴士站间的同乘出租车。单次票价 300 日元。请于利用前 1 小时，通过预约专用电话 (0563-79-5441) 预约。

● 咨询处

☎ 西尾市市政厅 地区 連絡 課
0563-65-2107

(4) 朋友巴士 (Friend Bus)

朋友巴士是由碧南站经市内的平坂、寺津、一色地区前往吉良吉田站、吉良高中的巴士。单次票价为 18 岁以上 200 日元、不到 18 岁 100 日元，学龄前儿童免费。

● 咨询处

☎ 名铁巴士东部株式会社 蒲郡营业所
0533-68-3220

(1) 六万石くるりんバス

西尾駅から、西尾・鶴城・米津方面（市街地線：赤色バス）、三和・室場方面（東廻り線：緑色バス）、福地・平坂方面（西廻り線：青色バス）の3つのコースを走っています。料金は1回100円（小学生以下・障害者は無料）です。

① 市街地線（赤色バス）

西尾駅、市役所、消防本部南 (いつも)、文化会館、歴史公園西 (シャオ)、市民病院、保健センター、桜町前駅、米津駅

② 東廻り線（緑色バス）

西尾駅、市役所、福祉センター、西尾口駅、市民病院、道の駅にしお岡ノ山、ホワイトウェイブ

③ 西廻り線（青色バス）

西尾駅、市役所西、御城下 (シャオ)、勤劳会馆北、富山 (フィール)、福地駅、憩の農園

● 聞きたいとき

☎ 西尾市役所 地域つながり課 0563-65-2107

(2) いっちゃんバス

一色地区の公共施設や病院を回るバスです。料金は1回100円（小学生以下・障害者は無料）です。

● 聞きたいとき

☎ 西尾市役所 地域つながり課 0563-65-2107

(3) いこまいカー

自宅から近くの駅またはバス停まで送迎するのりあいたくしーです。料金は1回300円です。利用時間の1時間前までに予約専用ダイヤル(0563-79-5441)から予約してください。

● 聞きたいとき

☎ 西尾市役所 地域つながり課 0563-65-2107

(4) ふれんどバス

碧南駅から市内の平坂・寺津・一色地区を通過して吉良吉田駅・吉良高校まで走るバスです。料金は1回につき、18歳以上は200円、18歳未満は100円、小学校に入る前の子どもは無料です。

● 聞きたいとき

☎ 名鉄バス東部株式会社 蒲郡営業所
0533-68-3220

(5) 公共汽车

运行 5 条公共汽车线路。

① 一色线

一色 Sakana 广场、佐久岛行船乘船处、一色町公民馆、Ikoi no 农园口、西尾市民病院

② 寺津线

刈宿、寺津保育園前、矢田小学校前

③ 平坂・中畑线

中畑小学校北、西尾勤劳会馆前、西尾文化会馆北

④ 冈崎・西尾线 (经综合体育馆)

综合体育馆西尾东高前、JR 冈崎站西口

⑤ 冈崎・西尾线 (经室场)

花藏寺、室场、JR 冈崎站西口、名铁东冈崎站

● 咨询处

☎ 名铁东部交通株式会社 西尾营业所

0563-79-5522

(6) 电车

乘坐电车时，应先到售票窗口或“售票机”买好车票，让“车票”放入“检票”手续后再乘车。“路线图”及“票价”一般标示在“售票机”上。在西尾站可以买到一种叫“manaca”的“IC 卡”，该卡在名铁电车及名古屋的地铁均可使用。

● 咨询处

☎ 名铁客服中心 052-582-5151

☎ 西尾站 0563-57-2037

(5) 路線バス

路線バスは、5路線が運行しています。

① 一色線

一色さかな広場・佐久島行船のりば、一色町公民館、憩いの農園口、西尾市民病院

② 寺津線

刈宿、寺津保育園前、矢田小学校前

③ 平坂・中畑線

中畑小学校北、西尾勤劳会馆前、西尾文化会馆北

④ 岡崎・西尾線 (综合体育馆経由)

综合体育馆西尾东高前、JR 冈崎站西口

⑤ 岡崎・西尾線 (室场経由)

花藏寺、室场、JR 冈崎站西口、名铁东冈崎站

● 聞きたいとき

☎ 名鉄東部交通株式会社 西尾営業所

0563-79-5522

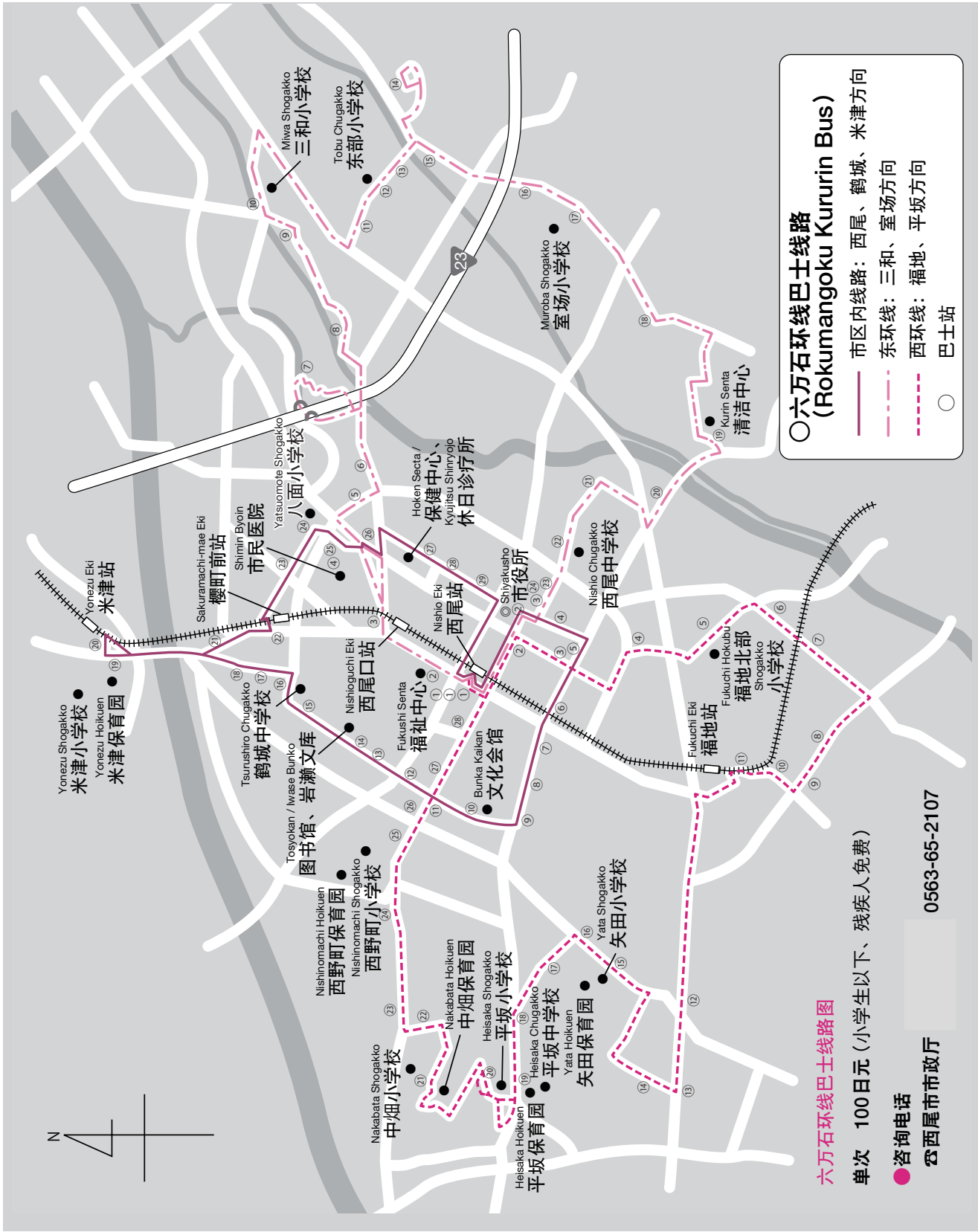
(6) 電車

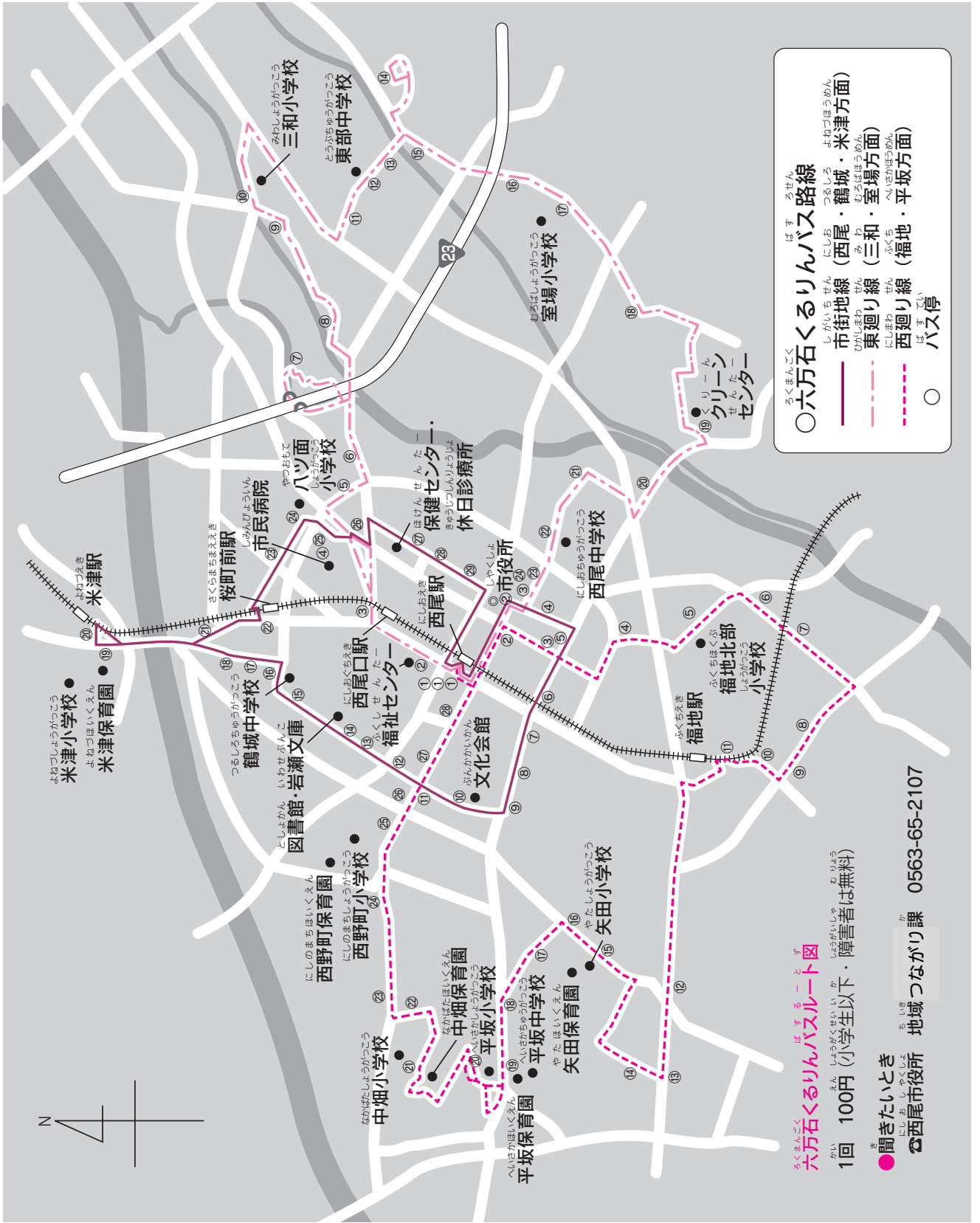
電車に乗るときは、窓口や「券売機」で「切符」を買ってから、「改札」に「切符」を通して電車に乗ります。「路線図」と「料金」は、「券売機」の上にあります。西尾駅では「manaca」という名鉄電車でも名古屋の地下鉄でも使える「ICカード」を売っています。

● 聞きたいとき

☎ 名鉄お客さまセンター 052-582-5151

☎ 西尾駅 0563-57-2037





ろくまんごころせん
 ○六万石くるりんバス路線

ろくまんごころせん
 ●市街地線 (西尾・鶴城・米津方面)

ろくまんごころせん
 - - - 策廻り線 (三和・室場方面)

ろくまんごころせん
 . . . 西廻り線 (福地・平坂方面)

ろくまんごころせん
 ○バス停

ろくまんごころせん
 ●六万石くるりんバスルート

かい
 1回 100円 (小学生以下・障害者は無料)

●聞きたいとき
 ☎西尾市役所 地域つながり課 0563-65-2107



ICCHAN 巴士线路图

单次100日元 (小学生以下、障碍者免费)

● 咨询处

☎ 西尾市政厅 地区 連絡 课 0563-65-2107



いっちゃんバスルート図

1回 100円 (小学生以下・障害者は無料)

●聞きたいとき

西尾市役所 地域つながり課 0563-65-2107



24 外国人咨询窗口

がいこくじん 外国人のための相談窓口

葡：葡萄牙语 西：西班牙语 英：英语 汉：汉语 韩：韩语

	咨询窗口	所在地	电话	语言	咨询日	咨询时间
一般	爱知县国际交流协会 ：爱知国际广场 咨询及信息柜台	名古屋市	052-961-7902	葡	周一～周六	上午 10 时～下午 6 时
				西	周一～周五	下午 1 时～下午 6 时
				英	周一、周二、周三、周五	下午 1 时～下午 6 时
				菲律宾语	周三	下午 1 时～下午 6 时
				汉	周一	下午 1 时～下午 6 时
	名古屋国际中心 信息柜台	名古屋市	052-581-0100	葡、西	周二～周日	上午 10 时～中午 12 时 下午 1 时～下午 5 时
				英	周二～周日	上午 9 时～下午 7 时
				汉	周二～周五	下午 1 时～下午 5 时
					周六、周日	上午 10 时～中午 12 时 下午 1 时～下午 5 时
				韩、菲律宾语	周四、周六、周日	下午 1 时～下午 5 时
越南语	周日	下午 1 时～下午 5 时				
西尾市外国人咨询	西尾市 市政厅	0563-65-2178	葡、西、英	每月第一和第三个周五 周日(一年3次)	下午 1 时～下午 4 时 上午 9 时～中午 12 时	
法律	爱知县国际交流协会 多文化共生中心 律师咨询	名古屋市	052-961-7902	葡、西、英、汉 (其他语言请与懂日 语的人一起来。)	每月第二和 第四个周五	下午 1 时～下午 4 时 (预约制)
	名古屋国际中心 法律咨询	名古屋市	052-581-6111	葡、西、英、汉	周六	上午 10 时～中午 12 时 30 分 (利用录音电话预约)
签证	外国人在留综合信息中心 (名古屋入国管理局内)	名古屋市	0570-013904	葡、西、英、汉、 韩	周一～周五	上午 8 时 30 分～ 下午 5 时 15 分
				他加禄语	周一、周二、周三、周五	上午 10 时～下午 3 时
就业	职业介绍所西尾	西尾市	0563-56-3622	葡	周一、周三	上午 9 时～中午 12 时 下午 1 时～下午 5 时
	职业介绍所冈崎	冈崎市	0564-52-8609	葡、英	周一～周五	上午 10 时～中午 12 时 下午 1 时～下午 5 时
	职业介绍所丰田	丰田市	0565-31-1400	葡	周一～周五	上午 9 时～下午 5 时
	职业介绍所名古屋南	名古屋市	052-681-1211	葡、汉	周二～周五	上午 9 时～中午 12 时 下午 1 时～下午 5 时
				英	周二	
	职业介绍所刈谷	刈谷市	0566-21-5298	葡、西	周一～周五	上午 8 时 30 分～中午 12 时 下午 1 时～下午 5 时
				英	周一、周二、周四	
	职业介绍所丰桥 职业咨询中心	丰桥市	0532-57-1356	葡	周一～周五	上午 9 时～中午 12 时 下午 1 时～下午 5 时
西				周一、周四、周五		
英				周一～周五		
名古屋外国人 就业服务中心	名古屋市	052-264-1901	葡、西、英、汉	周一～周五	上午 10 时～中午 12 时 下午 1 时～下午 6 时	
劳动 咨询	外国人劳动者咨询处 (名古屋)	名古屋市	052-972-0253	葡	周二～周五	上午 9 时 30 分～中午 12 时 下午 1 时～下午 4 时
				英	周二、周四	
	外国人劳动者咨询处 (丰桥)	丰桥市	0532-54-1192	葡	周二、周四	上午 9 时 30 分～中午 12 时 下午 1 时～下午 4 时

ポ：ポルトガル語 ス：スペイン語 英：英語 中：中国語 韓：ハングル語

	相談窓口	所在地	電話	言語	相談日	相談時間
いっばん 一般	愛知県国際交流協会 ：あいち国際プラザ 相談・情報カウンター	名古屋市	052-961-7902	ポ	月～土	AM10:00～PM6:00
				ス	月～金	PM1:00～PM6:00
				英	月・火・木・金	PM1:00～PM6:00
				フィリピン語	水	PM1:00～PM6:00
	名古屋国際センター 情報カウンター	名古屋市	052-581-0100	中	月	PM1:00～PM6:00
				ポ・ス	火～日	AM10:00～PM0:00 PM1:00～PM5:00
				英	火～日	AM9:00～PM7:00
				中	火～金	PM1:00～PM5:00
					土・日	AM10:00～PM0:00 PM1:00～PM5:00
				韓・フィリピン語	木・土・日	PM1:00～PM5:00
ベトナム語	日	PM1:00～PM5:00				
西尾市外国人相談	西尾市役所	0563-65-2178	ポ・ス・英	毎月 第1・第3金	PM1:00～PM4:00	
				日(年3回)	AM9:00～PM0:00	
ほうりつ 法律	愛知県国際交流協会 多文化共生センター 弁護士相談	名古屋市	052-961-7902	ポ・ス・英・中 (他の言語は、 日本語の分かる人を 連れてきてください。)	毎月 第2・第4 金	PM1:00～PM4:00 (予約制)
	名古屋国際センター 法律相談	名古屋市	052-581-6111	ポ・ス・英・中	土	AM10:00～PM0:30 留守番電話での予約制
びざ ビザ	外国人在留総合 インフォメーションセンター (名古屋入国管理局内)	名古屋市	0570-013904	ポ・ス・英・ 中・韓	月～金	AM8:30～PM5:15
				タガログ語	月・火・木・金	AM10:00～PM3:00
しゅうしやく 就職	ハローワーク西尾	西尾市	0563-56-3622	ポ	月・水	AM9:00～PM0:00 PM1:00～PM5:00
	ハローワーク岡崎	岡崎市	0564-52-8609	ポ・英	月～金	AM10:00～PM0:00 PM1:00～PM5:00
	ハローワーク豊田	豊田市	0565-31-1400	ポ	月～金	AM9:00～PM5:00
	ハローワーク名古屋南	名古屋市	052-681-1211	ポ・中	火～金	AM9:00～PM0:00
				英	火	PM1:00～PM5:00
	ハローワーク刈谷	刈谷市	0566-21-5298	ポ・ス	月～金	AM8:30～PM0:00
				英	月・火・木	PM1:00～PM5:00
	ハローワーク豊橋 職業相談センター	豊橋市	0532-57-1356	ポ	月～金	AM9:00～PM0:00 PM1:00～PM5:00
ス				月・木・金		
英				月～金		
名古屋外国人 雇用サービスセンター	名古屋市	052-264-1901	ポ・ス・英・中	月～金	AM10:00～PM0:00 PM1:00～PM6:00	
らうどうそつだん 労働相談	外国人労働者相談コーナー (名古屋)	名古屋市	052-972-0253	ポ	火～金	AM9:30～PM0:00
				英	火・木	PM1:00～PM4:00
	外国人労働者相談コーナー (豊橋)	豊橋市	0532-54-1192	ポ	火・木	AM9:30～PM0:00 PM1:00～PM4:00

	名称	国名	电话号码	地址
大使馆、 领事馆	印度尼西亚共和国大使馆	印度尼西亚	03-3441-4201	东京都品川区东五反田 5 丁目 2-9
	大韩民国驻名古屋总领事馆	韩国	052-586-9221	名古屋市中区名站南 1 丁目 19-12
	中华人民共和国驻名古屋总领事馆	中国	052-932-1098	名古屋市东区东樱 2 丁目 8-37
	菲律宾共和国驻名古屋名誉总领事馆	菲律宾	052-614-7877	名古屋市南区鹤见通 6-2-2 黑肥地集团大厦 2 楼
	巴西联邦共和国驻名古屋总领事馆	巴西	052-222-1106	名古屋市中区丸之内 1 丁目 10-29 白川第 8 大厦 2 楼
	越南社会主义共和国驻名古屋 名誉领事馆	越南	0569-38-7790	常滑市 Centrair 1-1 第 1 Centrair 大厦 6 楼 中部国际机场株式会社本社内
	秘鲁共和国驻名古屋总领事馆	秘鲁	052-209-7851	名古屋市中区荣 2-2-23 Ark 白川公园大厦 3 楼

	めいしやう 名称	こくめい 国名	でんわばんごう 電話番号	じやうしょ 住所
たいしかん 大使館 ・ りやうじかん 領事館	いんどねしあきやうわこくたいしかん インドネシア共和国大使館	いんどねしあ インドネシア	03-3441-4201	とうきやうとしながわくわがしごたんだ ちやうめ 東京都品川区東五反田 5 丁目 2-9
	ざいなごやだいかんみんこくそらりやうじかん 在名古屋大韓民国総領事館	かんこく 韓国	052-586-9221	なごやしなかわらくめいえきみなみ ちやうめ 名古屋市中村区名駅南 1 丁目 19-12
	ざいなごやちやうかじんみんこくこくそらりやうじかん 在名古屋中華人民共和国総領事館	ちやうこく 中国	052-932-1098	なごやしひがしくわがしざくら ちやうめ 名古屋市中区東桜 2 丁目 8-37
	ざいなごやふいりびんきやうわこくめいよそらりやうじかん 在名古屋フィリピン共和国名誉総領事館	ふいりびん フィリピン	052-614-7877	なごやしみなみくつるみどおり 名古屋南区鶴見通 6-2-2 くろひじぐるーぷビル 2 階
	ざいなごやぶらじるれんぽうきやうわこくそらりやうじかん 在名古屋ブラジル連邦共和国総領事館	ぶらじる ブラジル	052-222-1106	なごやしなかまるうち ちやうめ 名古屋市中区丸の内 1 丁目 10-29 しらかわだい びる かい 白川第 8 ビル 2 階
	ざいなごやべとなわしやかいしゆぎきやうわこく 在名古屋ベトナム社会主義共和国 めいよしやうじかん 名誉領事館	べとなむ ベトナム	0569-38-7790	とこなめしせんとれあ 常滑市セントレア 1-1 だい せんとれあびる かい 第 1 セントレアビル 6 階 ちやうこくくわくこくこくこく 中部国際空港株式会社本社内
	ざいなごやべるーきやうわこくそらりやうじかん 在名古屋ペルー共和国総領事館	べるー ペルー	052-209-7851	なごやしなかさかえ 名古屋市中区栄 2-2-23 あーくしらかわこうえんびる かい アーク白川公園ビルディング 3 階



25 防災検査清單

防災チェックリスト

地震会突然发生，请日常做好准备。请每年检查1次内容。

地震は突然やってきます。日頃からしっかり準備しましょう。1年に1回は中身を確認しましょう。

避難するときリュックなどで持って行くもの	打钩栏 チェック欄	避難するときリュックなどで持って行くもの	打钩栏 チェック欄
<ul style="list-style-type: none"> ・ 饮用水 いんりょうすい ・ 飲料水 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 便携式收音机和备用电池 ・ 持ち運びできるラジオと予備の電池 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食物（蒸餾食品、杯装泡面、罐头等） ・ 食べ物（レトルトフード、カップ麺、缶詰など） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 電筒（手电筒）和备用电池 （每人准备一把电筒） ・ ライト（懐中電灯）と予備の電池 （ライトは1人1本用意） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 食品保鲜膜 ・ 食品用ラップ 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重物品 （現金、カード、存折、印章、在留カード、保険証の复印件等） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 雨具 ・ 雨具 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 貴重物品 （現金、カード、通帳、印鑑、在留カード、保険証の写しなど） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 衣服（内衣、袜子、防寒服等） ・ 衣類（下着、靴下、防寒着など） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 其他（婴儿用品等） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 毛巾、床单、毛毯 ・ タオルやシーツ、毛布 		<ul style="list-style-type: none"> ・ その他（赤ちゃん用品など） 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 急救箱（药品、创可贴等） ・ 救急箱（くすり、絆創膏など） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 头盔 ・ ヘルメット 	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 日用品（卫生纸、洗面用具、笔记用具等） ・ 日用品（ティッシュ、洗面用具、筆記用具など） 		<ul style="list-style-type: none"> ・ 手套 ・ 手袋 	

	姓名 しめい 氏名	血型 けつえきがた 血液型	紧急联系地址等 きんきょうれんらくさき 緊急連絡先など
家人情况记录 かぞくのめもろ		型 RH + - Type RH + -	
		型 RH + - Type RH + -	
		型 RH + - Type RH + -	

预先与家人一起商量好发生大地震时在何处集合

大きな地震が起きたときにどこに集まるのか、家族で決めておきましょう

集合地点： しゅうごうばしょ 集合場所：

外国人生活指南
〔中文版〕

発行：西尾市地区連絡課

電話：0563-65-2178

传真：0563-56-2155

郵便コード：445-8501

愛知県西尾市寄住町下田22

Email: kouryu@city.nishio.lg.jp

URL: <http://www.city.nishio.aichi.jp>

外国人のための生活ガイドブック
〔中国語版〕

発行／西尾市地域つながり課

T E L / 0563-65-2178

F A X / 0563-56-2155

〒445-8501

愛知県西尾市寄住町下田22

Email: kouryu@city.nishio.lg.jp

URL: <http://www.city.nishio.aichi.jp>